令和5年第1回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	
応招・不応招議	員 ····································
姓 1 口	
	3月7日(火曜日) 3
	付した事件 ····································
	4
	121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
	席した者の職氏名
	会 (午前 9時00分)5
	5
	5
	員の指名
	5
	針
○諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
○諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について
○承認第 1号	専決処分事項の承認について(令和4年度板倉町一般会計補正予算(第
	9号))
○議案第 1号	板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
○議案第 2号	板倉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
○議案第 3号	板倉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
	例の一部を改正する条例について
○議案第 4号	板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一
	部を改正する条例について
○議案第 5号	板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
○議案第 6号	
○議案第 7号	
○議案第 8号	
○議案第 9号	
	町道路線の廃止について ····································
	町道路線の認定について

〇議案第 12 号 令和 4 年度板倉町一般会計補正予算 (第 10 号) について 29	į
〇議案第 13 号 令和 4 年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について 29	į
〇議案第 14 号 令和 5 年度板倉町一般会計予算について30	i
〇議案第 15 号 令和 5 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について30	i
〇議案第 16 号 令和 5 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について30	i
〇議案第 17 号 令和 5 年度板倉町介護保険特別会計予算について30	i
〇議案第 18 号 令和 5 年度板倉町下水道事業特別会計予算について30	i
○散会の宣告 ····································	,
散 会 (午前11時26分)32	
第2日 3月8日(水曜日)	
○議事日程	ì
○本日の会議に付した事件	i
○出席議員	
○欠席議員	i
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名3 3	ì
○職務のため出席した者の職氏名 ····································	
開 議 (午前 9時00分)35	
○開議の宣告	
○諸般の報告	
○一般質問	
森 田 義 昭 議員······35	
荒 井 英 世 議員4 4	
亀 井 伝 吉 議員 ······· 5 7	
小野田 富 康 議員	,
○諸般の報告等	l
〇議案第 12 号 令和 4 年度板倉町一般会計補正予算 (第 10 号) について 81	
〇議案第 13 号 令和 4 年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について81	
○散会の宣告 ····································	,
散 会 (午後 2時13分)82	1
第11日 3月17日(金曜日)	
○議事日程	
○本日の会議に付した事件 8 3	
○出席議員	
○欠席議員	ì

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 8 3
○職務のため出席した者の職氏名
開 議 (午前 9時00分)85
○開議の宣告
○諸般の報告
○議案第 14 号 令和 5 年度板倉町一般会計予算について 8 5
○議案第 15 号 令和 5 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について8 5
○議案第 16 号 令和 5 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について8 5
〇議案第 17 号 令和 5 年度板倉町介護保険特別会計予算について8 5
○議案第 18 号 令和 5 年度板倉町下水道事業特別会計予算について 8 5
○閉会中の継続調査、審査について86
○町長挨拶
○閉会の宣告
閉 会 (午前 9時27分)90

板倉町告示第15号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 0 1 条及び第 1 0 2 条の規定により、令和 5 年第 1 回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月3日

板倉町長 栗 原 実

- 1.期 日 令和5年3月7日
- 2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

○応招議員(12名)

1番	小里	予田	富	康	議員	2番	亀	井	伝	吉	議員
3番	森	田	義	昭	議員	4番	本	間		清	議員
5番	小	林	武	雄	議員	6番	針ケ	谷	稔	也	議員
7番	荒	井	英	世	議員	8番	延	山	宗	_	議員
9番	黒	野	_	郎	議員	10番	青	木	秀	夫	議員
11番	市	JII	初	江	議員	12番	今	村	好	市	議員

○不応招議員(なし)

3 月定例町議会

(第 1 日)

令和5年第1回板倉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年3月7日(火)午前9時開会

日程第	1	会議録署名議	員の指名
日程第	2	会期の決定	
日程第	3	町長の施政方	€
日程第	4	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第	5	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第	6	承認第 1号	専決処分事項の承認について(令和4年度板倉町一般会計補正予算(第9号))
日程第	7	議案第 1号	板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第	8	議案第 2号	板倉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
日程第	9	議案第 3号	板倉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
			部を改正する条例について
日程第1	0	議案第 4号	板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
			正する条例について
日程第1	1	議案第 5号	板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第1	2	議案第 6号	板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第1	3	議案第 7号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第1	4	議案第 8号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第1	5	議案第 9号	板倉町地域防災計画について
日程第1	6	議案第10号	町道路線の廃止について
日程第1	7	議案第11号	町道路線の認定について
日程第1	8	議案第12号	令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について
日程第1	9	議案第13号	令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第2	0	議案第14号	令和5年度板倉町一般会計予算について
日程第2	1	議案第15号	令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第2	2	議案第16号	令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第2	3	議案第17号	令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第2	4	議案第18号	令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(12名)

1番	小里	予 田	富	康	議員	2番	亀	井	伝	吉	議員
3番	森	田	義	昭	議員	4番	本	間		清	議員
5番	小	林	武	雄	議員	6番	針ク	谷	稔	也	議員
7番	荒	井	英	世	議員	8番	延	山	宗	_	議員
9番	黒	野	_	郎	議員	10番	青	木	秀	夫	議員
11番	市]][初	江	議員	12番	今	村	好	市	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原		実	町		長
中	里	重	義	副	町	長
赤	坂	文	弘	教	育	長
峯	崎		浩	総	務課	長
伊	藤	良	昭	企	画財政課	長
高	瀬	利	之	税	務課	長
JII	田		亨	住	民環境課	長
小 野	寺	雅	明	福	祉 課	長
玉	水	美 由	紀	健	康介護課	長
橋	本	貴	弘	産	業振興課	長
塩	田	修	_	都	市建設課	長
丸	山	英	幸	会	計管理	者
小	林	桂	樹	教事	育委員務 局	会長
橋	本	貴	弘	農事	業委員務局	会長

○職務のため出席した者の職氏名

 荻
 野
 剛
 史
 事務局長

 小
 野
 田
 名
 庶務議事係長

 本
 田
 明
 子
 行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

〇今村好市議長 ただいまから告示第15号をもって招集されました令和5年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、 ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきまして、お手元に配付した文書表のとおり、陳情 5 件が提出されております。なお、陳情 5 件につきましては、議員配付のみとなっておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件2件、専決処分事項の承認1件、条例の一部改正議案6件、 一部事務組合等の規約変更協議に関する議案2件、町道路線の廃止・認定議案2件、計画に関する議案1件、 令和4年度補正予算議案2件、令和5年度当初予算議案5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

〇今村好市議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

4番 本間 清議員

5番 小林武雄議員

を指名いたします。

〇会期の決定

○今村好市議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

「荒井英世議会運営委員長登壇」

〇荒井英世議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、2月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月7日から17日までの11日間と決定いたしました。

次に、日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、諮問第1号及び諮問第2号、承認第1号、議案第1号から議案第11号について、提案者からの提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第12号及び議案第13号の補正予算関係2議案及び議案第14号から議案第18号までの新年度予算関係5議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係2議案について審査の上、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第2日目の8日は、4名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係2議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定を行います。

第3日目の9日、第4日目の10日、休日、休会を挟み、第8日目の14日、第9日目の15日までの4日間、 予算決算常任委員会を開催し、新年度予算関係5議案の審査を行います。なお、審査最終日となる15日には、 予算案全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第10日目の16日は休会とします。

最終日となる第11日目の17日は、新年度予算関係5議案について、それぞれ委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。 以上で報告を終わります。

〇今村好市議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

〇今村好市議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から17日までの11日間と決定いたしました。

〇町長の施政方針

〇今村好市議長 日程第3、町長より令和5年度施政方針を求めます。 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

恒例の令和5年3月定例会第1回定例会、招集をさせていただきましたところ、全員の皆様にご出席をいただいて、今日はただいま前段で延山宗一議員の表彰あるいは我々が決して忘れてはならない3.11、あと4日後の、当時は午前中は中学校の卒業式の日でございましたし、午後からは邑楽郡各町5町が当町の東洋大学の講堂に幹部が寄って、県の新年度予算の東部管内の、いわゆる主要なメンバーを集めての説明会ということで、県からも大量の幹部が出張いたしてまいって、説明を受けたという、午後からのその会議が始まった直後であったと記憶しておりまして、今でも覚えておりますのは、群馬県の地震の、あるいは災害の権威である片田教授が、その後の何回となく聞く講演の中で、地震が起こったら、まず退避者、逃げ出す、そういった第1番目になれと。大体みんなぐらっとくると周りを見回し、我慢のしっ比べをして、早く騒いで立ち上がったり逃げたりすることは、日本男児として案外、弱虫である、ひきょう者であるみたいな心理が働

いてということで、でもそれが結果的には大惨事を引き起こすということを言われまして、心理を鑑みまして、いざとなったら誰かが先、立ち上がって叫んで逃げるという行動を起こさないと、予想した以上の大きな地震では、この間、世界中あちこちで起こっている地震等も似たようなものですが、ぺちゃんこになった場合には大変な惨事を生むということで、そういった話を、私はいつも黙祷しているときに思うところであります。我がほうは、その程度の話で済んだわけでありますが、それでももちろん歴代で板倉町としては最大の被害は被ったわけであります。屋根ぐしが何百件とか。

そんな中で、今日、まだ国もお金の使い道が時とするとずれたり、口では東北の震災は完全に復活は完了している、あるいは世界に発信したオリンピック誘致の、今は亡き安倍首相が、水面下で原発の汚水処理は完全に制御されているとか、世界に向けて大うそを大発信するような、そんな状況も皆さんも見聞きしたわけでありまして、そういう流れの中で、今なお被災者や被災地も含めての完全復活はまだ遠いということも言われておりまして、そういう意味では心から被災地当地、地域当地、東北の各地域に対して心からお見舞いを申し上げるわけであります。その一瞬で大事な人生を失った方々の無念を考えれば、どんなに苦労があっても、どんなに厳しい環境でも、今日生あって、明日は分からない我々でありますが、それでも今現在が保障されている。我々はまだ災難に遭って最悪の状態を迎えた方々から比較すると、労働がきつかろうが、どんな苦しさに直面しても、まだまだありがたいなという感じも一方でするわけであります。

そんな流れの中で、我々も議員諸氏も真剣に毎日毎日を、その職責の上に立ってこなしているであろうと信じ、信頼をしておるわけであります。その新しい年度に対する我々の、いわゆる職務の第一である第1回の次年度に対する、新年度に対する予算議会と、別名で言えば。ということも今日から11日間お願いすることとなりますが、よろしくお願いしたいと思います。

上着を脱ぎたくなるほど暖かい日はもう既に、三寒四温といいますが、だんだん寒い日が少なくなって、最後は毎日暖かくなるということで、中には昨日、今日、上着を脱ぎたくなるような季節でもございます。ご承知の第8波で心配されたオミクロンの患者数も減少傾向をここ昨今は続けておりまして、現在ほぼ沈静化を、200、300というところでありますが、そんなふうに受け止めて、そんな状況である中、さらに政策の、オミクロン、コロナ、コロナとばかり言っているとどうにもならなくなってしまうという経済も含めて、そういった意味での政策の変化も加わって、正確な、残念ながら、人数も先ほど言った200か300か程度の発表程度でありまして、正確な指標の発表も総じてなくなったことから、我々は減少傾向かなという、ただそれだけで落ち着き感を感じているというのも、残念ながら事実であろうというふうに思っております。

3月1日に群馬県の警戒度につきましても1になりまして、実態の把握も、先ほど申し上げました、果たして正確に行っていて発表は大ざっぱなのか、あるいは実態の把握もいいかげんなのか、我々にはもう県とか国の内情は分かっておりませんが、総じて実態の把握も不十分であろうとも思う中、安全安心の医学的な分析もあまり最近は報道されなくなり、本来新聞記者とか新聞社も含めて、そういった面を厳しく、どうなっているのかということも含め、国民、県民、町民を代表する、ここにも上毛新聞社さんがおいでになっておりますが、そういった見方も、下から上へ投げかけるというのも、報道の役目でもないのかななんていうふうに思ったりもいたしますが、現実に報道もされなくなり、政府の思惑も早めの正常化、先ほど言った経済関係を中心にしたものが重要だということで、早めの正常化に向けてのスケジュールの前倒しに全力投球のような感が見受けられてなりません。

あわせて、ちょうど卒業、入学、官公庁も含めた官、公、民の年度末あるいは新年度における人事異動や引っ越しや歓送迎会等々、3年も自粛していたものがこれから一挙に活発にもなってくるであろうことが、国の究極的なその時期に一挙に取っ払うと。いわゆる恐怖感や自粛ムードを取り払うというのが狙いなのかもしれませんが、きっとそういった時期を迎え、大きな人の移動が一番重要な、大きくなる時期を迎えて、それに加わって、さらに今年は4月に統一地方選挙や、その後に大型連休が続き、またその先、知事選までとずっと選挙が続くわけでありまして、この先二、三か月のコロナに対する経済活性化と警戒度に伴う医学的対応が、本当のところ完全にここで抑え込めるかどうかという正念場に実際はかかっているのだろうというふうにも、そういったものが書かれているような情報誌等もあります。

ということで、国はもちろんこのコロナ禍の脱出をこの時期に図り、円安からの脱却や景気の回復、経済の復興、復元等の絶好機とにらんでいるのではないかということで、国からすると、もちろん我々もその中の不自由な生活からの脱却については待ち望んでいるわけでありますので、この二、三か月の、いわゆる国の政策と、いわゆるコロナの病原のウイルスの実態が果たしてどのように流れていくかというのが今後の日本の経済等々も含めた全ての国民のもろもろの願いの回復に対する正念場になるのではないかとも言われております。

一方、ウクライナ戦争の行方は相変わらず不透明でございまして、決着は1年かかるとか、泥沼化するだろうとか様々な推測が流れておりまして、9割方の国連加盟国のロシアへの非難と停戦を求める声は、ご承知のように、年々というか日増しに大きくはなっているのですが、残念ながらプーチン、その他の一部の国には届いていないもどかしさというのは、日本国民全体でも感じているところでありましょうし、また平和の模索が続いているわけでもありますが、なかなか進まないという、そういった感じを受けているところであります。期待をされた経済制裁も、残念ながら今日の新聞等にも、経済制裁はどの程度効いているかということで、アメリカの商務長官とか、そういった記事も出ておったわけでありますが、残念ながら思ったほどではないというのが実態かもしれないような、読み取れる記事になっておりました。

最初から両刃の剣と言われた経済制裁は、想像以上に、むしろ支援国側にも痛みを与えている反面、その効果は限定的な評が多いようです。武力の政治反対、侵略による国土の強奪等々にはもちろん反対、民主主義が非常に重要であると。独裁的国家は駄目だということで、多くの国が、完全にその国全部が、9割以上が民主主義の国家ではありませんが、一部を除いてはみんなが賛成をして、この状態を早く脱せよというようなことは言われているわけでありますが、なかなか人の心まで、相手側の心まで動かすというものにはなっていないようであります。

そんな流れの中で、実は応援する側、ウクライナを支援する側も、最近は内部的な苦しさに、両刃の剣の自分も浴びる、自国も浴びる、そういう内部的な苦しさに異論が出かねない状況が報道されてもおります。ウクライナ支援国家でも、総論賛成、各論ではだんだん微妙な違いも出てきている状況も見え始めていることから、強力に一枚岩になって世界の平和を一日も早く取り戻すということについても、残念ながらほころびが心配される、そんなところも散見をされているということもご承知のとおりであります。先般行われたプーチンの一般教書演説(所信表明)では、さらなる軍事増強、兵器開発、これは核兵器も含めてですが、予算の確保あるいは絶対に負けない戦いをするのだとか、ウクライナの国土をさらに奪取するとか、核使用も含めてロシア国民に対し、戦争をやめない宣言の発表であったと。その内容はそう評価されているわけで

ありますが、それに対してアメリカのバイデン大統領は、まさにポーランドで、当然全く逆の武力で他国の領土、人命を奪う一方的侵略者ロシアと自由民主主義陣営に対抗するという立場の一部の国々との団結あるいはその勝利は絶対あり得ないと。勝たねばならない戦いだというふうに、翌日強力に反応をいたしたのも事実でありまして、こんな状況がこの先どのような戦略で進んでいくのか、それぞれ。世界中で今現在が注目していると、ずっと注目し続けているということであろうと思います。

ウクライナの侵略は、我々から見れば一方的武力の行使あるいは他国領土の奪取だと見えるわけですが、あるいは自らの欲望を一方的に満たすための行為であると見えるわけですが、まさに独裁者である、何十何万人もの犠牲者を出しても戦争を続けていくという現在、人道的措置もあまり見られない無差別爆撃とか攻撃もあるようでありまして、そういう意味では戦争犯罪者にもなっている。それらを裁くことさえ、やめさせることさえできない国連の無力さということも、我々も同時に感じてはおるわけであります。とはいえ、何としても、理屈は抜きにして何としても理解させなければ、この戦争は続くわけでありますので、そういった世界中を巻き込んだ戦争にもしかしたらなりつつあるのか、先の見えない状況とも言えるところであります。

そういう意味では、毎日毎日爆撃にさらされ、衣食住もままならない中での国外脱出を日本あるいは群馬県にまで流浪の延長線上の旅に出ているウクライナの人々も見るときに、助けてやりたい、あるいは力になりたいと言っていながら、自分の国がエネルギー不足の影響を受け、食料不足あるいは資源、原材料不足、貿易体制の一部崩壊とか、いろんな影響を受け、最近はもうその声もだんだん、だんだん小さくなり、自分のことで生活をどうしよう、賃金を上げなければならないとか、そんな日本の、世界中がやはり身勝手な、人のことばかり言っていられないなんていうような状況にも、残念ながらなるような現状でも、そういった状況を見ますときに、やはり核使用の絶対阻止あるいはその他いろんな通貨の安定性とか、健全な輸出入の確保とか、最低限世界は一つというような、その最低限についての取決めを国連でできなければ、どこでできるのだということを考えたときに、今現在は非常に先が、ある意味では見えない状況であり、また見ようによれば、我々のこの議場の下にも地雷がいっぱい敷設されていて、いつ吹っ飛ぶか分からない不安定の中で、幸せそうな生活をしているというのが、ほぼ被当事者、ウクライナあるいはその近くの諸国の国々の人たちを除いた被当事者の実態の姿であろうと。しかし、狂気がこのまま突き進むならば、我々は他人事ではないということも、これまた承知をしているから手も出せないと、そんな状況であります。

今後の対応を、ぜひ国にもこういった選挙の年も投じて、国の姿勢もどうする、国の姿が望ましいのかということも、安全保障とか防衛とかというのは最終的には、基本的には一致するのだろうと思っておりますが、それでもしっかりと自分の目で判断をすべきいいときであるということも含め、一票の行使も大事にしていただきたいなというふうに考えております。

さて、日本の現状でありますが、約10年近く続いたアベノミクスの政策の効果も約束の2%成長はできませんでした。10年やっても黒田総裁が平気な面をして高給を取って、実現はできなかった。ここへ来て2% どころか、年率で5%も6%にも相当する、もっとかもしれないという物価の値上がりは、成長でなく賃金 が上がらないことによってデフレーションのスタイルを見せているということであります。その間、大企業 こそ内部留保の増加を見たようですが、賃上げには至らず、以来、今日まで賃金上昇は抑えられ、大きく日本の経済ランキングは世界何十位にまでももう落ち込んでいるということも一部では、分析の仕方で違うわ

けですが、そんな表現もされておりまして、そのような中、さらにコロナの経済落ち込みというのが加わって、今の日本の現状は非常に厳しいところにあるということで、これの立て直しあるいはウクライナ紛争に端を発したエネルギーあるいは食品原材料が高騰しているという、そういった日本の致命的な、原産材料がない日本としての物価の高騰の要因、あるいは通貨の不安定で、円安は輸出企業にとってはプラスですし、輸入企業ではマイナスであるという、そういう企業間格差のプラス・マイナスもこのところ激しく出ており、日銀の総裁が一人で金融政策を決めているわけではありませんが、日銀の総裁が替わることによって、そういうここ10年続いた、それをもっと早く修正すべきだとか、修正を早くすると日本の借金や利払いが増えて日本が倒産するのしないのとか、いろんな分析もされるわけでありますので、ですが金融政策はこのままでいいということはないということで、代わり映えで多少期待をしているという、そんな総裁の交代劇に対して期待も高まっているようでもあります。

そんなことで、国内の企業は、企業保留は増えても、賃金が上がらないデフレ状態をどう対処するかとい うことで、なかなか自主的な対処はしていただけないようなことを踏まえてでしょうか、あるいは自分の力 で国が解決をするといっても、賃金が上がらないということで、自分の責任は隣に置いておいて、企業に強 烈に賃上げ要請をしておるという流れの中で、今後いわゆる金融政策の転換あるいはコロナの2類から5類 の対応、あるいは医療、経済政策を中心とする大転換やインバウンド化とか、いずれにしても経済を一挙に 活性化をしないとという日本の危機感がここに来て一挙に浮上しているように感じますし、史上最悪と首相 自らの発言で言われている80万人を割った出生率をどう上げるかというようなことも含めて、それを異次元 の少子化対策と。それは末端の我々自治体も同じことを取り組んでいるわけですが、最終的には総合的に国 の政策が全く的を射ないというようなことも言われておりまして、あるいは分からないと言ったほうがいい のでしょうか、国も。ということで、少子化対策に大きく、異次元と言いながら、どのお金で幾らそこへつ ぎ込むのかということも明言まだされていないということでもありますし、その源である女性の労働条件、 先進国内最下位と、日本は。という、そういった女性の人権問題等も含め、今後の日本の、いわゆる先進国 の上位を狙うとしても、また復活をしてでも、そういう各指標がほぼ下位に置かれているというようなこと も憂慮すべき問題であるというふうに考えますし、女性の地位確保、出産、育児等、そういった労働条件の 整備、働き方改革、それを踏まえての同一賃金あるいは出産、子育てに合わせた安全安心の労働環境の充実、 整備等々、新しい日本の目指す経済成長の先には、ほかの先進国ではそれらを完全にとは言いませんが、ク リアをしているということを踏まえれば、なぜ日本がそれができないのだろうという、いわゆる解決すべき 問題は山積をしているという状況であろうと見ております。

国会がそれらについて論戦が始まっているようでもあります。突然の悲劇による先般の安倍氏の急逝は、 国内政局に一時的でありましたが、大きな影響も与えたようでもありました。しかし、それに代わった岸田 首相の評価は、世間の評価は、不安定ながらの国政運営も統一教会問題、あるいは閣僚辞任の連鎖、あるい は優柔不断な答弁、朝令暮改の、朝言ったことも夕方には改めているという朝令暮改の決断等々も含め、決 して普通よりもいい内閣とは言われない支持率ももう既に危険区域に入って一定期間たっているわけであり ますが、岸田首相の不安定ながらの国政運営も統一教会問題あるいは閣僚辞任の連鎖、今申し上げましたよ うな問題も含めて、国葬、ご承知のように防衛予算や各施設の耐用年数の延長や台湾有事の際の国防に対す る法の改正等も含めて、閣議決定中心の立法手法に非常に不協和音あるいは民主主義国家としての心配はな いのかとか、静かな顔をしているけれども、独裁性が強いとか、国会の議論が軽視されているとか、いろんな表現もされております。それらも含めて、積極的にですが、鈍感に、あまり世論の声に感じない、そういう意味での鈍感に強行しているという、その姿勢に対して一定の成果を、議論軽視ではあるけれども、上げているということで、それはそれでいいのではないかというような声もあるようですが、今自民党が圧倒的多数という状況の中に助けられ、大事な法案を論戦なき立法が進むというようなことで、非常にある意味では徹底的な議論をすべきだということは民主主義の基本でもあるということも含め、イコール国会不要論とか、いろんなものも出てくるわけでありまして、最近はそれでもそんな声は少数ということで、開き直って立法、閣議決定を進めている手法が多用されているというふうに言えるかもしれません。ちょっと残念な傾向であります。

そんな日本の国の大きな傾向の中で、国内政治、内外政治状況の中で、令和5年国予算の概要について見てみますと、総額で114兆3,812億円、令和4年度、前年度と比較して約6兆8,000億円の増となっておるわけであります。11年連続で最大額を更新しております。そのうち、税収は114兆円のうち69兆円、約70兆円を見込んでおりまして、税収は69兆4,400億円を見込み、これは前年度比4兆2,000億円の増加となっております。新規国債発行額は35兆6,230億円、約1兆3,000億円の前年度対比減とされました。税収増による国債発行額が減少している状況であり、公債依存度は前年度比3.2ポイント減の31.1%、約3分の1を借金で増やしながら、借金しながら賄っているということであります。

また、国と地方の長期債務残高、令和5年度末には1,279兆円になると言われておりまして、国と地方の平均残高は、合わせると増え続けているわけでありますが、地方の残高、我々自治体が借金として持っている残高は、合計しても平成25年度以降、1,179兆円の中の187兆円が末端自治体、地方自治体の借金ということで、これは182兆円、5兆円減少していると。25年度が187兆円、今年はそれが182兆円に減少している。5兆円の減少と。しかし、圧倒的に国が増やし続けているということで、その増やし続けた予算をまた地方交付税等で我々町もいただいて、にこにこするわけでありますので、おかしな経済が回転している中で、恩恵と称して喜ぶべきか、実態経済のない借金で、我々も優雅な生活と言えるかどうかは分かりませんが、現状を感じるときにこれでいいのかどうかというのは、また別の議論があろうかとも思います。

そういうことで、国の残高は1,068兆円、それが今年は1,097兆円に、29兆円増加していると。対前年比です。予算のポイントとしては、この国の大きな予算の振り分けは、安全保障、外交、それからデジタル田園都市構想、子ども政策やグリーントランスフォーメーションの推進等が一応挙げられております。中でも、デジタル田園都市構想や子ども政策については、我が町も田園都市の一つでもありましょうし、どの町にもほぼ、隣のうちが減った分が人口が増えているみたいな見方ではおりますが、基本的には全体的に人口が極度に減少しているということからすれば、子ども政策に対する国の予算は、これから先ほど、まだ総枠では取ってあるということを言っているのですが、どれだけ取ったかが明言できていないということも含め、地方自治体、我々の施策にも大きな影響をこれから及ぼしてくるのであろうというふうに思っております。地方交付税については、自治体交付金額、出口ベースで18兆4,000億円、前年度比プラス0.3兆円、約1.7%の増加、その反動で臨時財政対策債はマイナス0.8兆円、44.4%減の1兆円と見込まれております。今年は交付税を例年より多く地方に分けるから、その分借金はあまり認めませんよということに国のほうで、そういったことにも簡略すると言われているような感じもいたします。

次に、それを踏まえた群馬県の予算の概要でそれを見てみますと、総額、国の先ほどの額に対して111兆円に対して、群馬県は8,197億円、ですから日本の中の県が幾つあるか逆算で割ったり、大都市とかで割ると8,197億円というのは決して大きい自治体ではないというのは数字上でもそういう明らかになるわけでありますが、そのうち前年度比0.1%、それでも10億円の増となっておるようであります。県税収入は約1%、前年度から比較すると25億円増の2,605億円、ですから国は114兆円のうち約70兆円が税金で上がってくるわけですが、群馬県の場合は約8,200億円の中の2,500億円強が、だから3割行かない、二十何%が県の我々から吸い上げる税金と。だから、ほかは県は国からもらってきて運営しているということに、それをまた我々に分けてくるという、そういうことになるのかなと思っております。

県債は、県の借金は17.6%、それでも104億円減の486億円となっております。板倉町も30年も国道354号を買収もして、仕上げていないということで強く山本県政にも抗議をしているわけでありますが、群馬の東玄関口だなんていったって、国道354号が高崎から板倉町まで来て、その90%以上が完全に仕上がっておるのに、館林のインター以降は30年ほったらかしだと。4車線になぜしないというふうなことを申し入れているのですが、今言ったように、今年は前年度よりもお金を節約して、それでもそちらの開発は後に送っているみたいな、県債は104億円減の486億円と。県の財政は、借金は減らしていますよと。減らしているけれども、群馬県内の自治体は、あれをやってほしい、これをやってほしいと言っているのだから、せいぜい前年度並みに予算を使っていただいてもいいのではないかと。不便をさせ、我慢をさせて、貯金の、いわゆる借金の部分を減らしていると、そういうことが我々からするとちょっと不満でもあるということであります。

それはそれとして、知事により、群馬県の予算は今回は、「ポストコロナ新時代創生予算」と銘打たれておりまして、重点施策として、Wellーbeing、これは括弧で健康、幸福の満足感を高めるということだそうでありますが、山本県政になってから横文字ばかり使っていて、我が町の議員さんはみんな横文字は大丈夫だと思っていますが、町民の皆さんも含め、私自身も分からないところがいっぱいありまして、この間、これも抗議をいたしました。県のPR要旨に書いてある英語は、全て日本語に略して自治体にはよこしてほしいと。それをそのまま町民に配りますと。県議会議員もインフォメーション何とか課とか、先ほど言ったデジタルグリーンイノベーションとか、皆さんぱっと来ます、それが国民のための、県民のための政治なのかどうか。分かりづらくしていて分かりやすいの、でも英語にもっと親しみ、慣れろということであれば、和訳の後に英訳をつけてとか、英訳の後に、和製英語の後に和訳をしっかりつけて、一定期間は町民に、県民に知らせるべきだと思うのですが、どうもそういう県の姿勢、知事の姿勢は分からないということも行政事務所を通して申し上げております。板倉町にこの間、県の発行した予算のそういうパンフレットに使われている英訳を、一応我々も調べてありますよ。だけれども、東部教育振興局長宛てで、全部和訳をして、括弧して、再度我が町には送付してほしいと言いましたら、20日かけて括弧して送付してきましたが、それでも誰とは言いませんが、我々もなかなかぴんとこないで分からないのですよなんて言っていましたけれども。一応そういった状況でございます。

改めて、コロナ禍の過去3年間を振り返ってみますと、自治体がこれほど大きな影響を受けようとは国民の皆さんも議員の皆さんも私も含めて思わなかったと思っております。挙げると切りがありません。ずっと半ページぐらい挙げたのですが、板倉町の何の事業がどれだけこの3年間休止になったか。でもこれを読むだけでも長くなるほど物すごい量があります。例えば議会の、この間行かれたわけですが、そういったいろ

んな集団としての視察研修も当然全ての区長会、民生委員会、その他体育協会、文化協会、全て影響を受けておりますし、町主催のイベントでもほとんど全滅でもありましたし、挙げると本当にこれで人間の社会と言えるのだろうかというほど中止が徹底されてしまいました。それもコロナに対する無知と医学的見解がしっかりと述べていられない初めてのコロナということで、それは国あるいは県の対応についてもやむを得なかったのかなと理解する反面、本当に大きな影響を受けて、はては、まだお葬式や病院のお見舞い、1になってまさにほぼ自由にしなさいと言っていながらも、そういう状況がまだ影響を受けておると。

この間、直近のお葬式に行きましたら、行くとすぐ帰れるものだと思ってしまった私のほうがまずかった のかしれませんが、普通どおりの形にだんだん戻そうということで、直近では、行って、焼香が30分待たさ れたということで、むしろ待たされて、この葬式の在り方は何だなんていうことを言っている人も逆説的に いたようでもありますが、これも元に戻りつつあるということでは、そういう言い方もできるのですが、ま だ入院などもお見舞いへ行けばシャットされますし、非常に人間としての尊厳や、あるいはこの間、ある方 が亡くなり、病院から火葬場で火葬すると。後々落ち着いてから葬儀、告別式は行うと。最大、せいぜいそ のくらいですね。自分の女房が、お父さん、ちょっと風邪だから、医者へかかってくるねということで医者 に行ったら、これはもしかするとコロナのおそれ、受けてください。陽性になったら、はい、入院。病院に 誰も、何十年付き添った夫であれ、子供であれ、面会できずにですよ、犬猫と同じに処分されて、治療して、 袋に入れられて、火葬場で焼かれて、骨になってからみたいなことが、ついこの間まで行われたわけであり ますが、そういった在り方が人間の尊厳として許されるのかどうかということは問題提起を去年頃しました。 ついこの間、コロナがもちろん静かになったという状況に見えるということで、葬式のそういった形も幾分 か前進をしてきているようでありますが、覚悟をしてお医者さんも、あるいは消防隊員も、あるいは葬儀に、 火葬とかそういうものに携わる人も許されるのだから、それは完全武装するわけでしたでしょうけれども、 あの最盛期では。なぜ親族であり、子供の面会を、法がそれほど取り締まる必要があるのか。だから、例え ば同じそういうものをお金がかかっても必要ですから服装をしっかりと、防護服を着てくださいといって、 今生の、骨になって自分の女房の姿が分からなくなってから渡されるなんてとんでもないことであるという ことで申し上げた経緯もありましたが、それは多少変わってきているのであります。

そんなことも含め、こんなに医学の発展した中でも、想像をはるかに超えたコロナの災いであったということは、我々も認めなくてはならないと。それに加えて、今まさに最も問題になっているのがマスクの定着も想像以上でありました。私だけがこの議場でも今マスクはしておりませんが、私はこの3年間、町長という立場でしたので、個室が与えられていましたので、一般の方々より必要性は考えず、多分自分で考えると、車の移動とか車の中、あるいは自分の個室でいるときはマスクは取っていましたけれども、普通の方々はほぼ全体の中の一員としていたわけでありますので、ほぼ1日しっ通し、1年間しっ通し、人によると夜寝ていてもマスクをしていたという人もいますからね。一般の方によるそういう人たちよりも私は感じなかったということで、マスクの苦しさや大変さは、それでも私は半分ぐらいきり感じなかったのだろうと思っておりますが、それでも私も嫌で、車に乗ればすぐ取ってしまうし、自分の部屋であればすぐ取ってしまうというようなことで、そんな3年間でしたが、これから慣れ過ぎて取れなくなってしまった方々の心理も、そういうくらいですから理解をできなくもありません。しかし、どう考えても、マスクの着用が医学的に心臓に与える、いわゆる重圧感とか、肺に対する影響とか、これは全部の医学者が言っているわけですが、そうい

ったもの。負荷。与える負荷。それから、顔全体の表情を読む力の後退、これは人間が最も必要とする優れている、そういったものを遮断してしまう、そういったものの後退とか考えると、人的交流や医学的な体に与える影響は、どう考えても決して少ないとは言い切れないと。よい影響があるとは全然言えないということも考える反面、これから国民の皆様方のマスクに対する依存というか、着脱を時間をかけて正常化していくのではないかとも思っておりますが、小さい子供たちも含めて、自分の判断で着脱ができるようになるまでには相当の時間も必要になってくると思います。

そんな難しいお金の面あるいは長年続いた人間の習慣の面とか、全ての面に悪影響を与えていたコロナの対応の基本に関わる医学的、政策的変化の推移がこの先も計画どおり、予想どおり、推論どおりにいくかどうかは、まだ心配はあるのです。そういった面を、突然強毒性で感染力の強いコロナが流行したら、しないとも限らないと。次のコロナはどうなのかということを考えたら分かりませんが、完全に解決をされた状況でもありませんので、我々も末端自治体としては、理想的な平常の形を目指しながら、なお慎重に国や県の政策も見通しを重視しながら、そういったものを基本としての対応も予算編成の中に、心の対応という形で随所に慎重に検討した予算編成でもあるということであります。

町の編成の概要は、既にご承知をしておりますが、ざっと述べますと、一般会計と特別会計の合計は約96億円程度になります。令和4年度と比べて3.4%、約100億円でしたので、3億円ちょっとの減となるところであります。一般会計、国民健康保険、介護保険の特会等々は、前年度当初予算と比べ減少し、後期高齢者あるいは下水道事業特別会計が増加をしているということであります。一般会計については、令和4年度から4.1%、2億5,200万円の減の58億3,000万円といたしたところであります。

歳入については、町税は、法人町民税が思いのほか堅調であると。年々企業誘致等の補助制度も、期限が明けて幾分かでも納税をできるような状況になるとか、そういったことで堅調なことから4,200万円、固定資産税が4,000万円程度増加するなど、合計で約8,700万円の町税の増となる予定でもありますし、これは過去最大であります。令和4年度では、新型コロナウイルス感染症の影響から経済が縮小傾向になり、税収が減少するものと見込んでおりましたが、令和5年度は、国の税収見込みなどを考慮しましても増加というふうに我が町では微増ではありますが、増加というふうに見込んでもおるところであります。

交付税や各種交付金については、先ほど申し上げました国の地方財政計画の数値と過去の歳入額を基に算出しておりまして、増加が多い状況となっております。分担金、国庫、県支出金など、特定の事業に対する歳入については、事業費の増減や、それに対しての影響といいますか、受けることになりますので、歳出の減少に伴い減少となったり、事業の減少に伴い減少になるとか、そういったものも見受けられております。

町債については、事業費の減少により減っておりますが、臨時財政対策債も国の見込みに合わせて減少させておりまして、歳出につきましては、災害時避難場所の確保とか、既に周辺整備、既存施設の修繕等維持管理、あるいは町の魅力を高める観光振興や文化財の整備などを中心に、国や県の施策である新型コロナワクチン関連の医療費の無料化の拡大など、周辺自治体と住民サービスの格差が起きないようにということで、事業の効果を検討、精査し予算化もいたしております。大規模な避難場所の整備の終了により、普通建設費は大きく減少したものの、原油をはじめとする物価高騰の影響により、光熱水費を含む物件費は増加し、施設の維持補修費も増加をいたしておりまして、さらに人口減少、少子化の影響などにより扶助費は減少はしておりますが、いわゆるそういった対策をどう打っていくかということについての考えも真剣に検討する必

要があるということでは一致をしておりまして、総体的には横ばいもしくは微減というふうな流れの中で推移をしているということであります。町債の現在高の見込みについては、返済額が借入金額を大きく上回ることから、約2億9,000万円、3億円程度減少する見込みとなっております。基金の積立金残高については、当初予算では繰入れがあることから減少することになりますが、令和4年度の決算剰余金による積立ても生じることから、極端な減少にはならないというふうに見込んでおります。

以上、現時点での世界を含む我が国あるいは県、そして我が町の連動する部分もあるということも含め、大きくありますので、常に私の場合はそういった全体の動きの中からこういう予算を組んでいるということも含め、ご説明をさせていただいているわけでありますが、現状認識に基づき、現年度事業の完成後の、今年度の事業がほぼ完成、これは完成した、これはまだ継続だとか、そういった精査をした上、新年度の必要施策の洗い出し、さらにはそれに続く次年度以降の政策展望も鑑みながら、熟慮の上での予算案といたしたところであります。

特に、新年度については、自治体経営としては軽視できないエネルギー関連の価格の驚異的な高騰あるいは民間賃金の上昇がこの春闘を踏まえ、今その時期に入っておるわけですが、相当上昇するはずであります。 国の要請にも伴って。ということで、連動して公務員の人件費も相当上がるのではないかと。ですから、そういったことを考えますと、全体的には縮小予算になっておりますが、非常にそういった面、注意を要するということも含め、必要なところへは必要なだけを原則として、当町予算編成の精神を、いつもの精神をしっかりと踏襲したとも思っております。とかく議会議員の皆様からは、お金を持っているだけでは何の意味もないから、町民の要望していることを早く実現せよという、ある意味では叱咤激励もいただくわけでありますが、特に今年等については、ソフト的な要素の、例えば3割、5割高みたいなものが、いわゆる冒頭申し上げた世界の状況の中からとか、いろんな面で見えてもおりますので、そういう意味ではやや緊縮をした、今年は予測をしない支出が出てくるかもしれないということも含め、やや昨年よりも緊縮型の予算編成となっております。

本日から、先ほど今村議長から17日まで、諮問2件、承認1件、議案18件をご審議いただく予定でもございます。また、来る4月の統一地方選においての、我が町も改選期に当たる予定でもありますので、現任期議員さんについては、4年間の最後の議会ともなるわけであります。心置きなく十分な審議をお願いさせていだたくとともに、でき得れば、願わくば提出議案全議案を可決いただき、晴れて戦いに挑んでいただきたいと。また、皆様から、全議員さんがこの議場に戻っていただくことを、これは最後の閉会の言葉のときに言えばいいけれども、ということで、祈念を申し上げながら、長い長いと言われますが、所信表明で、町によっては2時間ぐらいしゃべるところもあるのです。いろいろですから、これは私の権限で、2時間もしゃべりませんが、そんなところで長い時間を費やさせていただきました。

ご清聴を感謝しながら、いわゆる今後のご審議をよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶も兼ねての 所信表明といたします。大変ありがとうございました。

○今村好市議長 町長の施政方針が終わりました。

○諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について ○今村好市議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

〇栗原 実町長 それでは、早速議案のご審議をいただきたいということであります。

諮問第1号及び諮問第2号の2議案は、人権擁護委員候補者の推薦に関する案件でありますので、一括してご説明を申し上げたいというふうに思っております。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでもございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて一応推薦をするという、そういうこととなっております。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。現在、人権擁護委員任期の任にあります根岸一仁氏が令和5年6月30日をもちまして任期満了となりますので、それに伴う後任者の人事であります。推薦に当たり、慎重に人選を行いました結果、氏名、石川和孝氏、

を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

石川氏は、ご承知のとおり、学校長等々を歴任した、人格識見が高い、教員として長く小中学校に勤務し、 さらに退職後は行政区長等々地域のリーダーとして、その他の役職も踏まえ、活躍をされており、人権思想 の普及及び人権啓発活動等及び人権擁護委員の職務を遂行していただく方に最適というふうに考えておりま して、推薦をするものであります。

次に、諮問第2号、同じく人権擁護委員さんの候補者の推薦であります。その任に現在あられます髙瀬久 美子氏が、同じく令和5年6月30日をもちまして任期満了となるところであります。それに伴う人事という ことでありますが、推薦に当たり、同じく慎重に検討し、人選を行いました結果、髙瀬久美子氏、

を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項 の規定によりということで、議会の意見を求めるものでございます。

髙瀬久美子氏は、令和2年4月から人権擁護委員として約3年間、高い見識に基づいた指導力を発揮し、引き続きその職務を遂行していただけるものと考え、推薦をするものであります。

以上2件につきご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただいて、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

これは人事案件でありますので、必要な説明は私のほうから申し上げたというふうに理解をしておりますので、これ以上の担当課長からの説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしまし

た。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○承認第1号 専決処分事項の承認について(令和4年度板倉町一般会計補正予算(第9号))

○今村好市議長 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認について(令和4年度板倉町一般会計補正予算(第9号))を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいまはありがとうございました。

続いて、承認の第1号を申し上げます。本件については、令和5年1月25日付で専決処分を行わせていた だいた令和4年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について承認を求めるものでございます。

本補正予算につきましては、第9回目の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億999万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に366万8,000円、県支出金に58万9,000円、基金繰入金に59万1,000円を 追加し、歳出は、衛生費に484万8,000円を追加するものであります。総務費については、事業の予算の組替 えであり、増減はないということでございます。

今回の補正の理由でありますが、総務費の2事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金対象事業として、既に実施をし、支出額が確定した中学校体育館エアコン整備工事の未使用分を保育 園の換気設備整備の実施に組み替えたものでございます。

衛生費の出産・子育て応援事業については、令和4年12月に国が妊娠、出産された方々に対する相談支援体制の充実及び給付金給付を制度化させました。そのことにより、令和4年度に出産された方々から対象とされたため、年度内に事業を始める必要があることから、予算化をするものであります。

両事業とも早急に事業を開始するため、専決処分を行ったものでありまして、なお出産・子育て応援事業 については、システム構築などの都合上、翌年度にわたる内容があるため、併せて逆に明許繰越しをいたし たものでもあります。

以上、ご報告申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、改めて

これらにつきましても担当課長の説明は予定いたしておりませんので、ご了承いただき、ご審議をいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ケ谷議員。

○6番 針ケ谷稔也議員 6番、針ケ谷です。1点お願いをいたします。

8ページの衛生費の中の出産・子育て応援給付金で350万円の追加となっております。応援給付金、1件10万円でしたっけ、の記憶があるのですけれども、そうすると大体概算が出るのですが、今町長からのお話ですと、4年度内以前にも出産してある分についても対象であるというふうな国の方針も出ていたわけですが、35件分の計算になるかなと思うのですけれども、これで年度も迫ってまいりますので、新たな部分も幾らか入っているのかどうか、その辺の、4年度既に生まれていらっしゃる方、出産が済んでいらっしゃる方だけの対象分なのか、あるいは年度内幾つか、まだこれから出産を控えている方もいらっしゃると思いますので、その分も入っているのかの確認だけなのですが、お願いをいたします。

〇今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ただいまのご質問についてでございますが、応援給付金のほうは、妊娠期に5万円、それと出産後に5万円、児童1人当たり5万円というような計算でございます。今回の補正につきましては、4年度内の支給を目指しておりまして、次年度はまた新たに予算化させていただいております。当初の試算ですと、既に対象となる方に通知を発送しておりまして、既に出産されている方が26、現時点で4年度の妊婦さんが19ということで通知を発送いたしまして、この後申請と支給というふうに流れております。以上です。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。 ここで休憩をいたします。

休 憩 (午前10時21分)

再開 (午前10時30分)

○議案第1号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

〇今村好市議長 日程第7、議案第1号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題 とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第1号であります。板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例ということであります。

この条例は、地方自治法第228条第1項の規定により、行政財産の使用について徴収する使用料について 定めた条例です。今回の改正は、令和2年3月末をもって閉校となった旧北小学校及び旧南小学校について、 営利目的で使用する場合、それの1日の使用料を設定するものであります。

具体的には、第5条第2項として、旧北小学校及び南小学校の使用料について、1日単位で使用する教室 数等により定額で設定するものとし、その額を別表で定めるものでございます。別表備考として、使用でき る時間を原則午前9時から午後5時までとし、それ以外の時間に使用する場合は、使用料を2倍とすること、 通常の使用を超える電気及び水道の使用がある場合には、別途加算をするということといたしたいと思いま す。そんな内容でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきますようにお願いをいたしますが、内容も今申し上げた内容でもございますので、改めての担当の説明は予定をしておりませんが、質問等ありましたら遠慮なくお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ケ谷議員。

○6番 針ケ谷稔也議員 6番、針ケ谷です。1点お願いいたします。

これ使用料を想定して、これから使っていく方に支払いを求めるわけですけれども、ここで得た収入の使い方というのは、一般会計に入ってしまうのか、あるいは小学校の維持管理費として使用するのかというところなのですが、今どちらをお考えでしょうか。

〇今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

使用料としての収入でございますので、一般会計のほうの使用料としての収入となるものでございます。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 板倉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

〇今村好市議長 日程第8、議案第2号 板倉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを 議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第2号であります。板倉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第33条の規定による子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の一部を改正するということであります。上位法の改正に伴う改正ということであります。

改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援法の一部改正で条ずれが生じたため、引用している関係条文を改めるものであります。いわゆる単なる条ずれということでありますので、内容には全く変更がないということと受け止めております。

以上説明いたしました。よろしくご審議をいただきますようお願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議案第3号 板倉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について **〇今村好市議長** 日程第9、議案第3号 板倉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第3号であります。板倉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正するという、そういった条例であります。

本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。同じく上位法の改正に伴う改正ということであります。

改正の内容といたしましては、第6条の2、安全計画の策定等あるいは第63条の3、自動車を運行する場合の所在の確認、さらには第12条の2、業務継続計画の策定等あるいは衛生管理等について追加をし、利用する児童のさらなる安全を図るものでございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。これも改めての担当課長の説明は予定はいたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

〇議案第4号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例について

〇今村好市議長 日程第10、議案第4号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第4号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例であります。

本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布された

ことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第7条の2、安全計画の策定等、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認、設備及び人員の共用、衛生管理等について追加し、利用する乳幼児のさらなる安全を図るものでございます。

先ほどと同じような内容でございますので、引き続きよろしくご審議をいただければと思います。改めて の担当課長の説明は予定いたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

〇今村好市議長 日程第11、議案第5号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と し、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第5号であります。板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について でございます。

本案につきましては、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことに基づき、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、必要な改正を行うものであります。

具体的には、本条例第6条に規定する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に増額するものになる、あるいは増額をするものであり、これにより産科医療補償制度の加算対象となる出産の場合、同条例第6条第1項ただし書の規定により、板倉町国民健康保険給付に関する規則第2条第2項において定める加算額1万2,000円が加算されて、ちょうど50万円になるという、出産育児一時金の支給総額は42万円から50万円になると、そういったもので引き上げられるという趣旨に沿うものであります。

以上、説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。これに

ついても上の法律が50万円に変わったということについての手続上の数字の違いと、負担の違い等々も含め、 表現した文章になっております。担当課長の説明は同じく予定いたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

〇今村好市議長 日程第12、議案第6号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第6号をお願いいたします。板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する 条例ということでございます。

本案につきましては、群馬県と連携して実施している小口資金融資制度について、売上げ減少等の要件を満たした場合の借換制度を継続して実施すべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴う所要の改正を併せて行うものであります。

改正内容につきましては、附則に定める借換融資の申込み期間を1年延長し、令和6年3月31日までとする、いわゆる1年間さらに延長するということであります。

以上、ご説明いたしましたが、これも内容のとおりでありますので、担当課長の説明は予定いたしておりません。よろしくお願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

〇今村好市議長 日程第13、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第7号になります。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてということであります。

本案につきましては、本町も組織団体となっております群馬県市町村総合事務組合の規約変更が予定されており、一部事務組合の規約変更については、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係する地方公共団体の全ての団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものであります。

変更の概要については、現在の群馬県市町村総合事務組合は、常勤職員の退職手当の支給事務や非常勤職員の公務災害補償など、6つの共同処理事務を行っております。その組織団体である「桐生地域医療組合」が令和5年4月1日から「桐生地域医療企業団」に名称変更となるものであります。

また、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村及び東吾妻町で組織する「吾妻環境施設組合」が新たに連合体として、組織団体として加入し、共同処理事務を同じく令和5年4月1日から行うための所要の 規約変更を行うものであります。

入りたい、入ってもいいかどうか各構成議会に伺うという、単なるそれだけの作業であります。内容は、 桐生地域の名前が変わって企業団、それから先ほど言いました6自治体で組織する吾妻環境施設組合が新た に入ったということについての承認か否かをご協議いただくということであります。よろしくお願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

○議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

〇今村好市議長 日程第14、議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第8号について説明いたします。テーマは群馬県市町村公平委員会共同設置 規約の変更に関する協議についてであります。

本案につきましては、本町も組織団体となっております群馬県市町村公平委員会共同設置の規約変更が同じく予定されており、共同設置する地方公共団体間の規約変更については、先ほどと同じ地方自治法第252条の7第2項、第3項及び同法第252条の2の2第3項の規定により、関係する地方公共団体の協議、承認が必要となるためであります。そういう意味での議会の議決を求めるものであります。

変更概要については、令和5年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同で設置する地方公共団体に、同じく「桐生地域医療企業団」及び「富岡地域医療企業団」が加入いたしますので、規約について、その名前をちゃんと書き込む、入れるということであります。所要の整備をするものであります。

以上、説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ケ谷議員。

○6番 針ケ谷稔也議員 よろしくお願いします。6番、針ケ谷です。

今町長の説明を受けたわけですけれども、文中で、順番が変更になるのは分かるのですが、邑楽館林医療 事務組合は昨年度でしたか、企業団に既に変更になっているかと思うのですが、文中、事務組合の名前が残っているのですが、この辺について分かる範囲で説明をお願いできればと思うのです。

[「文中というのはどこ」と言う人あり]

- ○6番 針ケ谷稔也議員 組合の名前が列挙しているのが、新しく変わるところは企業団になっているのですけれども、その前が組合のままになっているのですが、企業団になったのは、もう既に企業団にはなっていると思うのですけれども、名前が組合と残っている訳があればということなのですが、分かる範囲でお願いします。
- 〇今村好市議長 峯崎総務課長。

「峯崎 浩総務課長登壇〕

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、特に組合のほうからは修正をしたという連絡がご ざいませんでしたので、それまで一部事務組合という名称で残っていたものというふうに認識しております。

[何事か言う人あり]

○峯崎 浩総務課長 そういう形になります。

「「書かなくちゃ分からない」と言う人あり]

○峯崎 浩総務課長 そうすれば、今の質問でございますが、これまで組合のほうからは、名称の変更等に ついては来ておりませんでしたので、改めまして組合のほうに確認をして再度お答えをいたしたいと思いま す。大変失礼いたしました。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 板倉町地域防災計画について

〇今村好市議長 日程第15、議案第9号 板倉町地域防災計画についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、ただいま議長の指示をされた議案第9号 板倉町地域防災計画についてをテーマとしてご審議をいただくことといたしております。

本案につきましては、板倉町地域防災計画を定めることについて、板倉町議会基本条例第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害への予防対策、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施することにより、災害から住民の生命や身体及び財産を守ることを目的として、町や防災関係機関といった行政機関に加え、住民や自主防災組織、事業所など町に関わるあらゆる主体が、目的達成のために取り組むべきことを定めた町の防災対策の指針となるものでございます。

直近では、改定を行った平成25年4月以降、約10年前ですね。全国各地で相次いで発生した風水害や地震等の大規模災害への対応、新型コロナウイルス感染症等の感染対策を踏まえた避難所運営や分散避難等への対応、また令和元年東日本台風の経験を踏まえた防災体制の強化を図るため、法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図りつつ、本計画をより実効性の高いものとするため、見直しを行ったものでございます。

以上、大ざっぱにご説明いたしましたが、細部につきましては、この件については担当課長から説明をさせますので、よろしくご清聴の上、審議、ご決定いただきますようお願い申し上げるものであります。課長

説明ありということでございます。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

「峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、先ほど提案理由のとおり、本計画の改定に当たりましては、法改正や上位計画との整合を図りつつ、より実効性の高いものとするため、見直しを行ったものでございまして、県の防災計画の章立てと同じ構成をいたしております。

第1編を総則として、第2編で風水害対策、第3編で震災対策、第4編では事故災害対策、第5編として 火災対策を記述いたしております。

第2編の風水害対策、第3編の震災対策においては、災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害復興をそれぞれ記載しております。

また、事故災害対策といたしましては、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物災害、原子力事故対策を記載いたしております。こちらも同じく災害予防、災害応急対策、災害復興・復旧対策を記述しているものでございます。また、大規模な火災災害についても記載を行っております。

内容につきまして、主な見直しでございますが、1つ目につきましては、令和元年東日本台風、台風19号における災害対応の課題や教訓を踏まえた広域避難への対応、また外部からの人的・物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備など、過去の災害対応を踏まえ、防災体制の強化を図ったものでございます。

2つ目として、避難情報及び警戒レベルの見直しや水害の危険区域にある要配慮者利用施設への避難確保 計画の策定、訓練の推進など、災害対策基本法及び水防法の改正を踏まえたものであります。

3つ目として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策、男女共同参画の視点や女性、要配慮者への 配慮など、長期的な二次避難を想定した避難所運営等の見直しを行ったものでございます。

また、計画体系の見直しや各対策、計画内に担当課を整理することで、災害対応における役割を明確にし、より実効性の高い計画としているものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 町道路線の廃止について

議案第11号 町道路線の認定について

〇今村好市議長 日程第16、議案第10号 町道路線の廃止について及び日程第17、議案第11号 町道路線の 認定についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、議案第10号及び11号の2議案は、町道関連の廃止と認定というセットの問題でありまして、そういう意味では2議案を一括してご説明させていただくということで、ご理解をいただければと思います。

本案につきましては、群馬県東部農業事務所及び館林農村整備センターが実施した県営農業競争力強化農地整備事業五箇谷地区、いわゆる県営の五箇谷は場整備事業によるほ場整備事業の関係で、一部の町道が水路等に付け替えになったことから、町道路線を廃止するもので、まずは廃止の関係についてですが、廃止するものでございます。

廃止する路線は、町道2251号線ほか5路線、廃止路線の合計延長は2,199.6メートル、認定幅員1メートルから5メートルでございます。町道路線を廃止し水路に付け替えになるということであります。

続いて、第11号の議案については、町道路線の認定でございます。先ほど説明いたしました議案第10号 町道路線の廃止についてと同じ事業により、町道が新たに設置されたことから、町道路線の新規認定を行っ ていただくものであります。

認定をさせていただきたい路線は、町道2449号線ほか3路線、認定路線の合計延長は1,238メートル、認定幅員は旧3メートルから新の5メートルということになるということでございます。

以上、議案第10号と議案第11号を一括してご説明いたしましたが、これについてもただいまの内容でございますので、特に担当課長の説明は予定はしておりませんが、そういうことですので、ご遠慮なさらずにお聞きいただければと思います。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について 議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

〇今村好市議長 日程第18、議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について及び日程第19、議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

〇中里重義副町長 命によりまして、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。議長のご指示に 従いまして、議案第12号及び議案第13号の2議案につきまして一括でご説明を申し上げます。

初めに、議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第10回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,584万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を67億6,414万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税に4,699万5,000円、寄附金の500万円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金から14万4,000円、国庫支出金から1億1,312万5,000円、県支出金から3,582万4,000円、繰入金から1億1,774万4,000円、町債から3,100万円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出につきましては、総務費に5,615万1,000円を追加し、民生費から1億4,073万円、衛生費から3,079万9,000円、農林水産業費から2,271万5,000円、商工費から276万円、土木費から2,610万9,000円、消防費から5,189万円、教育費から2,554万1,000円、公債費から144万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上、令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)の説明を終わります。

次に、議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてをご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額から歳入歳出それ

ぞれ9.168万2.000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8.277万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に3,870万5,000円を追加し、国庫支出金から2,523万9,000円、支払基金交付金から3,750万3,000円、県支出金から2,136万3,000円、繰入金から4,628万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、基金積立金に3,302万円、地域支援事業に110万円、諸支出金に1,419万8,000円をそれぞれ追加し、保険給付費から1億4,000万円を減額するものでございます。

以上、令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

以上、議案第12号及び議案第13号を一括して説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第12号及び議案第13号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり]

〇今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について

議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算について

〇今村好市議長 日程第20、議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算についてから日程第24、議案第18号令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

〇中里重義副町長 それでは、町長の命によりまして、私のほうから令和5年度の各会計の予算につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案第14号から議案第18号までの5議案につきましては、ただいま議長からのご指示もありましたので、 一括でのご説明をさせていただきます。

初めに、議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算についてご説明を申し上げます。本案は令和5年度板倉町一般会計予算について提案するものでございまして、歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ58億3,000万円と定めております。前年度に対しまして2億5,200万円、率にしまして4.1%の減であります。

歳入の内訳といたしまして、町税20億4,792万1,000円、地方譲与税8,750万円、利子割交付金50万円、配当割交付金1,000万円、株式等譲渡所得割交付金600万円、法人事業税交付金2,500万円、地方消費税交付金3億3,000万円、ゴルフ場利用税交付金1,100万円、環境性能割交付金600万円、地方特例交付金800万円、地方交付税12億8,000万円、交通安全対策特別交付金160万円、分担金及び負担金6,944万9,000円、使用料及び手数料3,041万5,000円、国庫支出金5億2,023万4,000円、県支出金4億7,020万6,000円、財産収入637万5,000円、寄附金900万2,000円、繰入金5億1,741万1,000円、繰越金2億円、諸収入6,618万7,000円、町債1億2,720万円であります。

また、歳出予算の内訳としましては、議会費8,810万2,000円、総務費8億1,480万5,000円、民生費18億1,235万3,000円、衛生費5億9,607万6,000円、労働費20万8,000円、農林水産業費3億4,591万5,000円、商工費9,637万7,000円、土木費6億2,558万4,000円、消防費3億1,137万7,000円、教育費6億9,829万3,000円、災害復旧費1,000円、公債費4億2,589万7,000円、諸支出金1万2,000円、予備費1,500万円であります。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上で令和5年度板倉町一般会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてをご説明申し上げます。

本案は、令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について提案するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億451万4,000円と定めております。前年度に対しまして943万4,000円、率にして4.8%の増であります。

歳入予算の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料 1 億5, 170万<math>5, 000円、繰入金5, 238万<math>1, 000円、諸収入42万<math>5, 000円であります。

歳出予算の主なものといたしましては、総務費161万4,000円、後期高齢者医療連合納付金1億9,947万9,000円、諸支出金42万1,000円、予備費300万円であります。

その他一時借入金につきましては、議案書のとおりであります。

以上が令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。

次に、議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

本案は、令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について提案をいたすものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ20億1,586万2,000円と定めております。前年度に対しまして4,822万5,000円、率にしまして2.3%の減でございます。

歳入予算の主なものといたしましては、国民健康保険税 3 億5, 433万2, 000円、県支出金14億3, 613万7, 000円、繰入金 2 億382万4, 000円、繰越金2, 000万円、諸収入151万4, 000円であります。

歳出予算の主なものといたしましては、総務費3,991万8,000円、保険給付費13億9,454万4,000円、国民健康保険事業費納付金5億4,219万3,000円、保健事業費2,553万5,000円、諸支出金366万5,000円、予備費1,000万円であります。

その他一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計についてをご説明申し上げます。

本案は、令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について提案をいたすものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ13億1,951万6,000円と定めております。前年度に対しまして5,225万円、率にしまして3.9%の減でございます。

歳入予算の主なものといたしましては、保険料 3 億919万4,000円、国庫支出金 2 億4,649万6,000円、支払基金交付金 3 億3,108万9,000円、県支出金 1 億8,191万2,000円、繰入金 2 億5,081万2,000円でございます。

歳出予算の主なものといたしましては、総務費6,180万円、保険給付費11億9,254万円、地域支援事業費5,985万8,000円、予備費500万円でございます。

その他一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について説明を終わります。

次に、議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算についてをご説明申し上げます。

本案は、令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算について提案をするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ2億1,546万5,000円と定めております。前年度に対しまして340万1,000円、率にいたしまして1.6%の増でございます。

歳入予算の主なものといたしまして、使用料及び手数料5,410万2,000円、繰入金1億4,175万9,000円、繰越金1,000万円、町債960万円でございます。

歳出予算の主なものでございますが、下水道費 1 億1,468万9,000円、公債費9,777万6,000円、予備費300万円でございます。

その他地方債につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算についての説明を終わります。

以上、議案第14号から第18号までの5議案を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご 決定をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第14号から議案第18号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第18号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決 定いたしました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午前11時26分)

3 月定例町議会

(第 2 日)

令和5年第1回板倉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月8日(水)午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について

日程第 3 議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(12名)

1番	小里	予 田	富	康	議員	2番	亀	井	伝	吉	議員
3番	森	田	義	昭	議員	4番	本	間		清	議員
5番	小	林	武	雄	議員	6番	針ク	谷	稔	也	議員
7番	荒	井	英	世	議員	8番	延	山	宗	_	議員
9番	黒	野	_	郎	議員	10番	青	木	秀	夫	議員
11番	市	Щ	初	江	議員	12番	今	村	好	市	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原		実	町			長
中	里	重	義	副	Ħ	几	長
赤	坂	文	弘	教	ī	育	長
峯	崎		浩	総	務	課	長
伊	藤	良	昭	企	画財	政調	長
高	瀬	利	之	税	務	課	長
][[田		亨	住	民環	境調	是
小	野 寺	雅	明	福	祉	課	長
玉	水	美 由	紀	健	康介	護調	是
橋	本	貴	弘	産	業 振	興調	是
塩	田	修	_	都	市建	設調	是
丸	山	英	幸	会	計作	ぎ 理	者

○職務のため出席した者の職氏名

 荻
 野
 剛
 史
 事務局長

 小
 野
 田
 谷
 左
 庶務議事係長

 本
 田
 明
 子
 行政庶務係長兼議会事務局書記

開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

〇今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付して おりますので、ご了承願います。

〇一般質問

○今村好市議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 おはようございます。3番、森田です。本日も通告書どおり質問をしていきたいと 思います。よろしくお願いいたします。

今回で16回目の質問になりますが、思い起こせば、毎回のようにコロナ関係が主だったかと感じております。でも、ここに来てようやくといいますか、昨日の新聞等にも出ておりましたが、何となく平時に戻れそうな感じであります。やっとですが、いつかはこういう日が来る、改めて思っております。いつでもですが、誰かに問題を投げかけ、興味を持ってもらい、自分の主張を聞いてもらおう、こう思って毎回質問しております。新たな発見とともに、納得と共感を深めていければと思っております。本日もよろしくお願いいたします。

では、まず最初の質問ですが、自分たちにも身近な民生委員さん、児童委員さんについてです。具体的に どのような活動をしているのか、まず初めにお聞きしたいと思います。

〇今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

〇小野寺雅明福祉課長 お答えいたします。

民生委員の活動は、民生委員法で次のとおり規定されております。全部で6項目ございます。まず初めに、1番としまして、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。2番としまして、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。3番としまして、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと。4番としまして、社会福祉事業者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。5番としまして、福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。6番としまして、住民の福祉の増進を図るための行動を行うこと。

また、児童委員及び主任児童委員の職務については、児童福祉法に規定されております。こちらにつきましては、まず児童委員はということで6項目がございます。1番としまして、児童及び妊産婦について、その生活状況、取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。2番としまして、児童及び妊産婦について、その保護、保健、その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助指導を行うこと。3番としまして、児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者、または児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。4番としまして、児童福祉司または福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。5番としまして、児童の健やかな育成に関する機運の醸成に努めること。6番としまして、その他、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

次に、主任児童委員については、2項目がございます。1番としまして、児童の福祉に関する機関と児童 委員との連絡調整を行うこと。2番としまして、区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行 うことというふうにされています。

具体的な活動としましては、民生委員・児童委員協議会の活動がございます。町、郡、県、全国単位で協議会が組織され、委員として職務に関する研修会等へ参加しております。板倉町民生委員児童委員協議会としましては、定例会を毎月開催し、委員相互の情報交換や研修を実施するとともに、町からの依頼事項等を受け活動しております。町からの依頼事項等については、高齢者の基礎調査の実施、敬老祝金の配布、紙おむつ、タクシー券等の高齢者福祉制度の申請の取りまとめなど、様々な町の福祉行政に協力をいただいております。

これら町からの依頼事項については、委員の皆様にとりましても、各家庭を訪問するきっかけとなり、各家庭の状況及び地域の実情を知ることができ、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐために必要な情報の把握に役立っており、そしてより一層地域住民の身近な相談相手となることができるものというふうに考えております。

その他の活動としましては、部会活動がございます。自立支援部会、地域福祉部会、子ども福祉部会の3部会から成り、いずれかの部会に全民生委員さんが所属し、活動しております。ここ数年では、コロナ禍でなかなか思うような活動ができない状況ではございますが、町の地域活動支援センターやデイサービスセンターにおいて利用者の活動補助を行ったり、児童館で開催される事業を支援する活動などを行っております。以上が民生委員・児童委員の主な活動内容となっております。

〇今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 丁寧に説明いただきまして、民生委員さんの幅広い活動が分かったような気がします。新聞を読みますと、民生委員さんの仕事を簡単に言いますと、地域と福祉の橋渡しを担うというようなことが書いてありました。また、今年の「広報いたくら」に会長さんの新年に当たりのご挨拶の言葉がありましたが、住民の皆さんの身近な相談相手として、そして顔を見ながらの言葉がけが大変重要なものですと、会長さんが書いておりました。この世知辛い時代に、本当に大変な仕事をなさっているのだなと思います。改めて民生委員さんの重大さに感銘を受けました。

当町としましては、どのような基準で選ばれているのか伺いたいと思います。

〇今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

〇小野寺雅明福祉課長 選任の基準でございますが、群馬県民生委員・児童委員選任要領に基づいて選任しております。まず、区域担当委員の選任基準は、年齢、居住、家族状況、職業、資産収入、時間的余裕、健康状態、犯罪非行歴、地域の信望、秘密の保持、社会福祉に対する理解と熱意の11項目でございます。

次に、主任児童委員は、区域担当委員の選任基準に加えまして、児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、学校の職員経験者、保育士等の専門的な知識、経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となる積極的な活動が期待できる者となっております。これらを考慮しまして選任することとなっております。以上です。

〇今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 そこに人選するに当たって、何か問題があるのでしょうか。スムーズに人選をされているのでしょうか。新聞によりますと、民生委員さんの成り手がいないというようなことが書かれていました。また、今日の新聞なのですが、「みんなのひろば」で民生委員さんは二十歳からなれると書いてあったのですが、その辺を人数的に当町は足りているのかお聞きしたいと思います。

〇今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

〇小野寺雅明福祉課長 実際の選任につきましては、民生委員の改選時期になりますと推薦会というのを立ち上げまして、そこで実際は推薦会の委員さん、あとは区長さんにお世話になりまして、今現在の委員さんが継続できるかどうかということを確認いただいております。継続できる場合は、それで決まりなのですが、いない場合というのは、やはり地元の区長さんに見つけてもらうようなことになっていまして、区長さんにとりましては見つけるのは大変なことなのですが、今のところ定員にはなっています。

実際に年齢なのですが、確かに下の成人が18になったので、二十歳というのがどういうのか分からないのですが、基準としましては、新任の民生委員さんにつきましては、原則72歳未満ということになっています。地域の実情により75歳未満までは選出可能ということで、下の年齢については特に触れておりません。再任の方につきましては、原則75歳未満、地域の実情により81歳未満までが選出可能というのが、地区担当の民生委員さんの年齢基準というふうになっています。

実際に人数は足りているのかというご質問に対しましては、本町の民生委員・児童委員は合計で36名でございます。内訳といたしましては、地区を担当する民生委員さんが34名、主任児童委員が2名となっております。民生委員・児童委員の定数基準でございますが、町村ですと、地区担当委員については70から200までの世帯ごとに1名の配置基準となっています。主任児童委員につきましては、地区担当委員の数が39名までの町村については2名という基準でございます。

本町におきましては、旧行政区単位で選出しており、人数についてはおおむね足りているというふうに考えております。しかし、高齢者の基礎調査、敬老祝金の配布などは、高齢者人口の増加に伴いまして、地域によっては負担が大きくなってしまうということもあることから、次の改選時には、委員の皆様と意見交換をして、次期民生委員数については検討したいというふうに考えております。

以上です。

〇今村好市議長 森田議員。

- **○3番 森田義昭議員** 民生委員さんは、男女別関係なく人選をされているようです。男性と女性の仕事の中身は変わるわけなのですか。分かる範囲で差し支えない程度でお願いしたいと思います。
- 〇今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

- **〇小野寺雅明福祉課長** 民生委員・児童委員の仕事につきましては、男女を区別して活動及び調査の依頼をすることはなく、仕事については違いはございません。
- 〇今村好市議長 森田議員。
- ○3番 森田義昭議員 その中に児童委員さんがあるわけですが、児童委員さんは何名の方なのでしょうか。
- **〇今村好市議長** 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

〇小野寺雅明福祉課長 児童福祉法の規定によりまして、民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられるものとするというふうに定められておりますので、本町の民生委員36名全員が児童委員を兼ねております。また、児童委員のうちの2名の方が、主任児童委員の指名を受けているというような内容になっています。

以上です。

- 〇今村好市議長 森田議員。
- ○3番 森田義昭議員 児童委員といった名前ですから、やはり子供たち中心に活動ということでよろしいのですか。ならば、幅広く考えますと、学校での問題または家庭内での問題といろいろ関わってくるのかなと思います。学校ではいじめ等、家庭では最近問題になっているヤングケアラー等を含めてくると思うのですが、その辺はどのように対応しているのか。これも話せる範囲で構わないので、お聞かせいただきたいと思います。
- **〇今村好市議長** 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

〇小野寺雅明福祉課長 学校との関わりにつきましては、主に2名の主任児童委員が担うことになっております。主任児童委員は、学校評議員として会議に参加しまして、学校行事や学校での子供の様子について情報を得るほか、学期に1回程度学校訪問を実施しており、学校長等との情報交換を行っております。状況によっては、学校からの要請で学校の相談員と自宅訪問を行い、保護者のケアや児童の見守りを行っております。また、継続した見守りが必要なケースについては、主任児童委員だけで自宅を訪問することもあります。

家庭との関わりは、地域の子供や妊産婦等がいる世帯の不安や心配事などの相談に応じまして、利用できるサービスについて情報提供します。相談内容によっては、地区担当委員からの依頼で、主任児童委員と協力連携しまして、児童相談所等関係機関につなぐというような状況になっています。

以上です。

- 〇今村好市議長 森田議員。
- ○3番 森田義昭議員 やはり、今お聞きしますと、関係機関との密接な情報交換が必要かと思います。民 生委員さんとは別に児童委員さんには、学校に入り込む、家庭に入り込む、そういった情報といいますか、 必要なのかなと思っております。板倉広報ですが、会長さんの言葉には、身近な相談相手として、見守りの

ための家庭訪問などは必要であり、続けていきたいとあり、心強く読ませていただきました。

最後の質問になるのですが、民生委員さん、児童委員さん、手当はどのようになっているのでしょうか。

〇今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

〇小野寺雅明福祉課長 委員の手当につきましては、民生委員法に、民生委員には給与を支給しないものと 規定されておりますので、無報酬ということになります。しかし、民生委員として活動をする上で交通費等 かかりますので、実費弁償としまして、県、町から活動費を支給している状況でございます。

以上です。

- 〇今村好市議長 森田議員。
- **○3番** 森田義昭議員 完全なるボランティアと思ってよろしいのですか。ボランティアだからこそ、思い切ったことができるとも聞いております。民生委員さんになりやすい仕組みをこれからも目指してくださいますようお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次は、人権擁護委員についてお聞きしたいと思います。当町におきましても、昨日、法務大臣所轄でもあります人権擁護委員が新たにお二方推薦され、認められたわけですが、そもそも人権擁護委員さんとはどのような仕事をなさっているのでしょうか。

〇今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

〇川田 亨住民環境課長 お世話になります。それでは、ご質問にお答えします。

人権擁護委員は、国民の基本的人権を守り、また人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、 法務大臣から委嘱されています。主な活動の1つ目は、面談、電話、インターネット、手紙により人権に関する相談に応じる人権相談です。2つ目は、人権を侵害されたという被害者からの申告を受け、法務局職員 と協力して調査に当たる調査救済です。3つ目が、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるための 様々な人権啓発活動です。

群馬県人権擁護委員連合会並び太田人権擁護委員協議会における年間の活動は、委嘱された月に行う新任 人権擁護委員導入研修会、随時行われる人権相談及び人権週間行事等を行っています。また、当町では、人 権相談を偶数月の第2火曜日に各公民館で、人権啓発活動を板倉まつり等のイベント会場で行っております。 以上でございます。

- 〇今村好市議長 森田議員。
- **○3番 森田義昭議員** また、民生委員さんのときも聞きましたが、どのような人が選任されるのか、当町 には何人ぐらいいるのでしょうか、お聞きしたいと思います。
- 〇今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

〇川田 亨住民環境課長 お答えします。

人権擁護委員法では、市町村長は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある候補者を推薦しなければならないとされています。法務省の資料によりますと、全国約1万4,000名の人権擁護委員が地域において活動を行っており、会社員、元

保育士、元公務員、農業従事者などの経歴の方が委嘱されています。

群馬県の人権擁護委員の人数は、本年2月1日現在、全体で269名、太田協議会においては、元市町職員、元教員、元会社員、会社役員などの経歴の方がおり、人数は44名です。内訳は、太田市17名、館林市7名、板倉町5名、明和町3名、千代田町4名、大泉町4名、邑楽町4名でございます。

以上でございます。

- ○今村好市議長 森田議員。
- ○3番 森田義昭議員 話を聞きますと、ミクロ的に言ってかなり専門的な知識が必要とされるように思うのですが、選任するに当たって、その辺のところは考慮されているのか。仕事にしても、当町ではあまり一般的ではないような知識が必要なのかなと思いますが、その辺の選任方法。やはり、人よりも判断力、そういうのを求められる人権擁護委員さんかなと思っておりますが、選任の方法はどのような感じで選ばれているのかお聞きしたいと思います。
- 〇今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

〇川田 亨住民環境課長 ご質問ですけれども、専門的知識が必要かということでよろしいでしょうか。お答えします。

人権擁護委員は、相談業務等の経験がない方でもなることができます。法務省の資料によりますと、人権 擁護委員は、相談業務等の経験がない方でも務めていただけるよう、様々な研修の機会があり、活動に慣れ るまでの間のサポートとして、先輩の人権擁護委員の活動を見学や、実務を通じたトレーニングによる研修 のほか、法務局の職員がフォローするなどの研修・サポート体制が取られております。太田協議会では、例 年7月に研修会を実施しております。このほかにも、群馬県連等が主催する研修や講習会が行われておりま す。

以上でございます。

- 〇今村好市議長 森田議員。
- ○3番 森田義昭議員 マニュアル的には選任の仕方があるのでしょうが、今までに何か問題はなかったのでしょうか。かなり専門的な知識が求められると思っております。例えば法を用いるときもあるかもしれない。もちろん、地元の警察、職場ですと労働基準局、または学校内ですといじめ、町の教育委員会等幅が広がっていくのではないでしょうか。そのための指導とかどのようになさっているのか。一つずつ講習とはいかないにしても、やはり相談を受ける身ですから、それなりに必要な解決を目指すわけでしょう。

先ほどの民生委員さんのときも聞きましたが、人権擁護委員さんもボランティアと聞いております。ただ、 民生委員さんとの違いは、向こうから相談に来ると。来ないと始まらない。いつでもドアを開けて受け身な わけです。皆さん、困ったこと、理不尽なことに遭ったらぜひ相談に来てくださいという立場なのでしょう が、そのための努力などは、皆さんがいつでも来られるようにするための方法など、具体的にしているので しょうか。その辺の方法をお聞きしたいと思います。

〇今村好市議長 川田住民環境課長。

[川田 亨住民環境課長登壇]

〇川田 亨住民環境課長 お答えします。

前橋地方法務局太田支局で行われる常設相談及び当町で行う人権相談については、ホームページや広報紙等で周知しております。また、全国の法務局では「みんなの人権110番」、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」の3種類の電話回線を設け、電話による相談にも応じております。電話相談につきましても、常設相談と同じく、人権擁護委員、法務局の職員が対応に当たっております。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 特に子供たちのいじめなどでは、子供たちが相談に来られるような環境づくりが必要なのだと思います。

また、人権擁護委員さんの大切というか、大事な仕事の中に、差別問題なども出てくるのかなと思います。 自分では、古い人間ですから、島崎藤村の「破戒」、これなどを差別というとすぐ思い出すのですが、差別 をどのように思うかは、皆さんの考えに委ねるしかないと思いますが、身近に大きな問題は当町ではないの かなと思いますが、やはり意識は必要なのかなと思っております。最近ですと、新聞などで盛んに報じられ ていますLGBTの問題なども無視できないのかなと思っております。表面に出づらい悶々とした感じをあ えて取り上げなければならない。それも普通の問題としてこのように述べていくと、切りなくあるのですが、 それらの問題を一つ一つ解決していく人権擁護委員さんの活躍を、これからも注目をして期待していきたい と思っております。改めて、今回選ばれたお二方にも頑張っていただき、期待して注目していきたいと思っ ております。

この人権擁護委員さんの最大の、この間課長のほうからパンフレットをもらいましたが、差別問題という ことで大変難しいのかなと思っておりますが、それでも当町は、それほど問題になるようなことはないとは 思うのですが、町長、この辺どう考えております。差別問題。

〇今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 世の中というか、人間が生きていく限り区別もしなくてはなりませんし、評価もしなくてはならない。そういった中で、それを一定の基準が過ぎれば差別になってしまうとか、難しいものがあるのだろうとは思っております。今言う森田議員の、当町では差別はそれほどないような気もしますがというような感じは、何を指しているのかちょっと分からないところもありますが、いずれにしてもあらゆる社会、大人社会、子供社会、女性間だろうが何だろうが、先ほど言った自分は区別として話をしていても、聞くほうによっては、差別になってしまったりという微妙な成熟社会においては問題があるのだろうと思っています。

そこに、私も例えば今のLGBTとか、ここ二、三日新聞にも出てきておりますが、結婚、男性と女性が一緒になって2人で共同体で生活をしていく結果、同じ目的に沿って。そして、結果的に子供ができたりというところまでを考えたときに結婚だと、我々は昔の人間ですから、思ってきているところも正直あります。本当のことを言って、男性と男性、女性と女性が結婚するということは、結婚の定義は、今、日本でどのようになっているのか。それは永遠の定義なのか、あるいは今の時代に合った、もしかしたら10年単位ぐらいで定義が変わってしまう可能性のある定義なのかも分かりません。そういうことでは、非常に奥の深い問題かなとも思っておりますが、基本的には相手が言われて嫌になるようなこととか、あるいは先々を考えて人

と人との対応の中で、まさに完全に同じ問題に対して対応が違うとか、そういったことのなきように、まず は最小限の注意を払いながら、気遣いをお互いでやっていくというのが、今の私に対する質問の答えになる のかなと。

一般的に言うと、差別は昔から部落差別とか、いろいろ代表する言葉では言われてきておりますが、それとて今ユーチューブでは、そういった地区名まで出して、あるいは名前の傾向まで出して、いわゆるそれも例えば永遠のテーマともされておりますが、寝た子を起こすなという論とか、いろいろな問題があるわけです。それらも難しいのだろうなと思いつつ、でも自分が言われて嫌なことを相手に聞くとか、言うとか、そういうことを細心の注意を払っていく。

最近は、差別がイコールいじめ問題も絡んできて、小学校あるいは保育園の小さい低年齢のときから、知らない本人が成長するにつけいじめてきた。例えば体が大きいとか小さいとか、本当に小さい、保育園児ぐらいになると。また、考えてみると、子供は昔から言葉はよくありませんが、餓鬼なんて、よくこの餓鬼、うるさい、この餓鬼なんて。それは子供というのは、生まれながら、いいも悪いもいろいろな四方八方へ発達する芽を持っている。それが子供なのだということを考えたときに、いわゆるいい芽を育て、悪い芽をある意味では小さいうちに摘むという動作、それがまた子育てにもなるのだろうなとか、本をいろいろ読んでみたりすると、いろいろなところから差別とかいじめとかあるわけでありますので、あるいは人間が本来備えている人間性の中にも、自我が芽生えると、そういった方向性も常に気をつけていかなくてはならないということも言われています。

そういう意味では、学校教育から保育園の以前、家庭教育にも、それは家庭教育といえば、親の責任というところまで追及するとあるのだろうと思っておりますが、人間未熟なものでもありますから、できるだけ人権擁護委員さんとか民生委員さんとか、いろいろな教員、学校の教員も含めて、あるいは我々もどちらかというと指導する立場であるわけでありますので、できるだけそういったものも含めて積極的に学習をして、自分の資質を高めながら、もしかしてそういった面でちょっと目につくようなものがあったら、お互い遠慮なく注意をし合うというようなことも含め、資質を高めていくこと自体が、町全体の資質も高めていくというようなことになるのではないかというふうに思っておりまして、お答えになるかどうか分かりませんが、そういう意味で重要な問題であると。

さらに、それが成熟社会になってきているわけですから、先進国と言われる中で、日本は、昨日も申し上げましたが、まだ全ての面で一流ではないとも言われておりまして、女性の人権一つを取っても、世界先進国と称される20か国程度の中で最下位とか、いろいろ言われておりますので、それも直接人権の問題と結びつくものも含めて、あるかないかも含めて、日本全体でも底上げが必要だろうというふうに思っております。以上。

〇今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 この質問するに当たって、自分の身近に人権擁護委員さんがいましたので、一応お話を聞きました。当町には、さほど表立った問題はないのだよとその人が言ったものですから、一応そのように感じております。

では、次の質問に入ります。年々人口が減少しているのは、当町に限らないわけですが、子供を産まない というのもそうですが、それでも特に若者移住といいますか、その辺をどのように当町は取組をしているの か、またしようとしているのか、質問をしていきたいと思います。まず、若者移住に関して、促進させるような当町の考えとしてはどのようなことがあるのかお聞きしたいと思います。

〇今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

議員お尋ねの移住支援の取組、これにつきましては種々の取組を行っておりますけれども、当町で現在実施しております移住に関わる支援で代表的なもの、4つの事業について説明させていただければと思います。1つ目ですけれども、これは町の単独の事業でございます板倉町住宅取得支援事業になります。これは、板倉町に転入していただいて住宅を取得した方が、その住宅に5年以上継続して住むことを条件に、住宅取得価格の3%、上限30万円を支給する事業となってございます。こちら、毎年度20件程度申請、支給を行っている状況でございまして、今年度は25件の支給を予定しているところでございます。

2つ目ですが、こちらも同じく町の単独事業でございます板倉ニュータウン移住支援金でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できたということで、今年度についてはそちらを活用してございます。こちらにつきましては、板倉ニュータウン内に土地と住宅を取得して移住する方へ支援金を支給するものでございまして、支援額については70万円となります。先ほどの住宅取得支援事業30万円、こちらも活用できますので、合計で100万円の支給の事業となります。内容ですが、5年以上やはり継続して定住することが必要ですが、こちらにつきましては若い方というようなこともございまして、年齢では50歳未満であるか、中学生以下のお子さんを養育していること、こちらが条件となってきます。令和3年度では6件、今年度10件の支給を予定しているところでございます。

3つ目ですが、こちらは板倉町移住支援金でございます。これは、東京圏1都3県への一極集中の是正を目的としました国の地方創生事業の一環の事業でございまして、東京23区内に5年以上在住していた方や、東京圏に在住して通算5年以上23区内に通勤していた方、その方々が本町に移住して住宅を取得した場合、または農業等に就農した場合、またテレワーク勤務をするような一定の要件を満たした場合につきましては、1世帯当たり100万円、単身の場合は60万円となりますが、18歳未満の子供がいる場合には、お子さん1人当たり30万円を支給するというような事業でございまして、今年度につきましては1件の支給を既に行っております。

4つ目ですけれども、これはやはり町の単独の事業でございまして、奨学金返還支援補助金でございます。これは県内でもほかの市町に先駆けまして、当町で取り組んでいる事業でございます。この事業も新型コロナウイルスの臨時交付金が活用できました。今回、大学等を卒業後、本町に定住して奨学金の返還を行う方に対しましては、前年度に返還した奨学金の2分の1、上限15万円でございますけれども、こちらを5年間支給するというような事業でございます。今年度の実績、30件、334万3,000円の支給を行ったところでございます。そのほか移住促進の取組といたしましては、群馬県が主催いたします移住相談会への参加や、日本最大の移住相談窓口でございますふるさと回帰支援センター、こちらに設置してございますぐんま暮らし支援センターと連携いたしまして、オンラインでの相談対応等を継続して実施している状況です。こちらについては、継続して実施してまいりたいというふうに考えてございます。

〇今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 移住に当たっては、新聞記事等によりますと、全国の統計では一番が子育て環境が40%であり、その辺は誰でも注目の的かなと思っております。特に若い夫婦にとっては大事なことで、どこの町でも、市でも考慮する必要があるのかなと思っております。当町でも、この路線に乗り遅れないようお願いいたします。

先ほど県の話が出たのですが、県単位ですが、全国で移住する方が群馬県は9位と出ておりました。それで、やはりそれは都会に近いといった利点もあるのではないかなと思っております。当町におきましても、駅もありますし、都会に近い、そして自然もまだまだ残っております。その辺を売りにして、何とか若い人が子育てをするのに選ばれる土地になれるのではないかと思っております。やはり若い人が多く来ていただくことが、町の活性化にもつながるのかなと思っております。

時間が来ましたので、以上で今日の質問は終わりたいと思います。何度やらせていただいても時間の調整がうまくいかないようですが、4年間一度も休まず質問ができたのは、やはり皆様のおかげかなと思っております。毎回、各課長におきましては丁寧に答えていただき、ありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。

〇今村好市議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

10時より再開いたします。

休憩 (午前 9時46分)

再 開 (午前10時00分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、荒井英世議員。

なお、質問の時間は60分です。

荒井議員。

[7番 荒井英世議員登壇]

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。よろしくお願いします。

早速ですけれども、時間の関係もありますので、質問に入りたいと思います。開かれた学校づくりについて質問いたしますけれども、まず最初に地域と学校の協働事業について質問いたしたいと思います。協働事業につきましては、学校を核として地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指すことを主眼としていると思いますけれども、そのことは我々大人が未来を担う子供たちへの責任だと思っております。

そこで、現在、地域と学校はどのような協働事業を実施しているのかをお聞きしたいと思いますけれども、 具体的に学校支援隊事業の現況についてお聞きいたします。これは教育環境の充実という範疇の中で実施し ているものですけれども、令和4年度の町の実施計画・事務事業評価シートがありますけれども、それの中 の目的を見ますと、地域と連携した学校づくりのため、保護者や地域の方々に対しまして学校支援ボランティアを募集し、児童にとって充実した学習とするとあります。そこで、学校支援隊事業につきまして、現在 どのような内容で、どのような実施方法で行っているのか、まずお聞きいたします。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

板倉町では、地域と学校の協働と児童生徒のさらなる学力向上を目的といたしまして、町内の公民館、学校、地域が連携いたしました「公民館にあつまろう」という事業を展開しております。この公民館にあつまろうは2部構成になっておりますが、最初の自主学習の時間におきましては、子供たちが各自勉強したい宿題や教材などを持参して取り組んでおります。この自主学習には、町内の各小中学校の先生方、また地域の方々がご協力いただきまして、充実した自主学習の場というものを提供しております。体験教室の時間でございますが、各公民館を利用してサークル活動を行っています利用団体の方々や、地域の方々を講師に迎えまして、各種の体験教室を開催いたしております。このような事業を通しまして、子供たちの自主学習に熱心に取り組む様子や、講師を務める地域の方々との積極的なコミュニケーションを図っているという様子が見受けられております。

また、地域と学校の協働事業といたしましては、各小学校におきまして、学校支援ボランティアの方々が活躍をいたしております。東小学校では83名、西小学校では38名、合計121名の方が登録していらっしゃいます。この中には、複数のボランティアに登録している方もいらっしゃいます。その活動の内容といたしましては、各校それぞれとなりますが、代表的なものといたしましては、学校安全ボランティアや交通指導等があります。登下校の見守り、スクールバスの乗り降りの補助など児童の安全に寄与されております。

また、読み聞かせや観察農園の耕作ボランティアなども行っております。これらの活動では、ボランティアの方々と児童が触れ合いまして、学習だけではなく、作業を通して心の交流、触れ合いなども見られております。このように、現在も地域の方々と児童、学校との関わりが日常的に行われてはいますが、今後さらに地域と学校の協働事業を推進いたしまして、連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 今、説明がありましたけれども、各公民館を利用した活動、それから各学校におきましては、例えば総合的な時間を利用して、その中で遊水地の校外学習とかいろいろやっていると思うのですけれども、学習支援ボランティアの数ですけれども、先ほど東小で83名ですよね。西小で38名ですか。この学習支援ボランティアの数ですけれども、今後募集していくと思うのですけれども、実際に地域の方がそういった学習ボランティアの形で、各学校でいろいろな協働事業していますよね。それの成果の部分ですけれども、どういったふうに捉えているでしょうか。例えば学校側から考えて、こういったところにかなりメリットがあるとか、大いに成果があったとか。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

〇赤坂文弘教育長 今、議員のお尋ねになった学習支援ボランティア等の成果ということについてなのですけれども、まず子供たちにとっては、ふだん学んでいる先生、教室で学んでいる先生と違う方に教えていただけるということ。そういうところで楽しみがあるという、わくわくするような感じで、そういう総合学習

の時間とか、家庭科の学習とかということで地域の方に来ていただくと、子供たちは大変喜んでいるかなと。 そういうまた触れ合いを非常に楽しみにしているかなというふうに思います。

また、家庭科などでボランティアで来ていただけるというのは、例えば5年生、6年生の男性の先生ですと、家庭科が全て得意というわけではありませんので、ボランティアの方に来ていただけると、技術のほうは確かなものがありますので、そういう確かな技術のところで教えていただけるということ。あるいは東小などでは、畑の栽培をするときに耕運機でうなってもらうことなんかもあるのですけれども、なかなか学校ではそういう機械等もありませんので、学校といたしましても、地域の方のそういう支援をいただけるということは、学習を進めていく上で非常にありがたいなというふうに思っていますし、また子供たちもそういう中で学習できるということは、非常に楽しみにしているのではないかなというふうに思います。また、学習効果も上がっているのではないかなと、そのように考えているところです。

以上です。

〇今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 今後、学校支援ボランティアを募集していくと思うのですけれども、支援ボランティアと学校との関係ですけれども、活動内容いろいろあると思うのですけれども、その活動内容についてはボランティアと学校でどういった形で連携して、例えばこういった活動内容がありますよというのは、学校のほうで提示するのでしょうか、それとも学習支援ボランティアのほうで、こういったものをやりたいとか、こういったものをやったほうがいいのではないかという形でやっているのでしょうか。その辺の連携体制、どうなっているでしょうか。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ボランティアの方と教育活動の関係ということなのですが、あくまでもボランティアの方にしていただくのは、教育課程の中の例えば先ほど申し上げたように家庭科、総合的な学習の時間の何か作物を作ったりという活動、あるいは総合的な学習の時間で東小学校においては遊水地の学習ということで、全て教育課程の中で行う活動ですので、学校のほうでこういう活動したいのだけれども、こういう活動を支援していただける方は、地域の方、保護者の中にいるだろうかということで選考するということが基本になってくると思います。

以上です。

〇今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 そうしますと、学校の教育課程の中で行う活動ということで、学校のほうでこういった活動がありますよという形で支援ボランティア、そういった形で探しているわけですよね。そうしますと、例えば学校のいろいろな活動のニーズがありますよね。そういったものと支援ボランティアという探す部分があるのですけれども、学校側で探すというより、その中間に入る例えばよく地域コーディネーターってありますね。そういった方っていらっしゃらないのでしょうか。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 学校と地域ボランティアの方の調整役ということでいきますと、今は教頭や教務主任が

中心になって、PTA活動などでも教務主任、教頭などは幅広くいろいろな方と接触がありますので、そういう情報を取ったり、あるいは各学校では以前からずっと何年も同じ方にやっていただいているということがあると思います。やはり来ていただく方も、今年はどんな子供たちとこんな活動ができるかな。中には、楽しみにしている地域の方、ボランティアの方もおりますので、そういう方には積極的に学校のほうの教育活動に協力いただいて進めているというところです。

〇今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 そうしますと、学校の今の説明で教務主任、そういった方が中心になってやっているということですよね。できればボランティアと教職員の方の円滑なコミュニケーションをつなぐためにも、地域コーディネーターとしまして、例えば退職した教職員とか、PTA活動をやっている方とか、そういったもっと地域に広く人材を探すような、そういったふさわしい人材がいると思うのですけれども、そういった方を地域コーディネーターに委嘱してやっていくというのは、そういったお考えはないでしょうか。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 地域コーディネーターというお話なのですけれども、現在の板倉町の教育活動の中で、 先ほど申し上げましたとおり、教頭、教務主任を中心としてPTA活動の役員さんとかということで調整を いただいておりますので、今のところそういう新たな役職を設けて、地域と学校を結ぼうというような取組 の予定は考えておりません。

〇今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 そうしますと、現在では教頭と教務主任、それからPTA役員、そういった方たちにお願いしてやっていくという形で、分かりました。

次に、本題になりますけれども、コミュニティ・スクール、学校運営協議会と言われるものですけれども、その設置について質問いたします。これにつきましては、教育委員会でも十分に認識していると思いますけれども、小学校の再編ができまして、例えば以前は西小は西の地域に限定されていました。ただ、今回北地区の子供たちもいるわけですから、それは南と東も同じですけれども、地域的に広域的になりました。そういった中で、地域と共にある学校を目指す上で、今までとはちょっと異なる開かれた学校づくり、そういったものを進めるべきだと思っているのですけれども、学校運営協議会、コミュニティ・スクール、その設置の是非の問題があるのですけれども、その是非の前に、まず現状についてお聞きいたします。

当町では、学校評議員制度を取り入れています。学校支援センターにつきましても、学社連携の中で学校の様々な課題の改善を目的として実施していると思います。それで、学校評議員の場合ですけれども、その位置づけとしまして簡単に言いますと、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べる制度だと思っています。学校運営に関して何らかの拘束力、それから制約のある決定を行う制度ではないと思っています。

そこで、質問なのですけれども、先ほど森田議員の質問の中で、学校評議員のメンバーとして主任児童委員がいらっしゃいます。学校と連携していじめ問題とか、そういった部分について対応しているということは感謝しておりますけれども、学校評議員の現在の人数、小学校、中学校、それと会議の開催日数、そういった部分についてまずお聞きします。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

「小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、学校評議員の委員の内訳についてご説明申し上げます。

町立の2小学校、1中学校にそれぞれ評議員を委嘱しております。まず、小学校におきましては、旧の2地区が統合したということでございますので、区長が2名入っております。こちらにつきましては、東小学校であれば東地区、南地区の代表の区長さんということでお願いしております。それから、先ほど話がありました主任児童委員1名、それから保護者というところで、PTA会長、それからもう1名はPTAの中の役員さんを1名お願いしているということで、保護者関連2名、区長2名、主任児童委員1名の5名でございます。

西小学校におきましても、先ほど申しましたように区長につきましては、北地区、西地区の区長さんにお願いしております。それから、主任児童委員さんでございます。それから、PTA会長さん、それから西小学校につきましては、公募で応募された委員さんがございまして、公募の委員さんが1名という状況でございます。

それから、中学校におきましては、これは板倉町全体に1校でございますので、区長さん1名、それから 民生児童委員さんから1名出しております。主任児童委員さんは、各小学校に配置されていますので、こち らにつきましては民生児童委員協議会の副会長さんにお願いをしております。そのほか、板倉高校の校長先 生、PTAの会長さん、保護者代表の方ということで合計5名ですので、各校5名ずつの評議員さんという ことになっております。

それから、会議の開催の回数でございますが、原則各学期に1回ですので、3学期ございますので、通常であれば3回となります。そのほか、特に必要があると校長が判断した場合には、臨時で評議員会を開くこともございますが、通常は年3回ということで運営させていただいております。

以上でございます。

○今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 その会議の開催ですけれども、年間それほど多くないと思うのですが、会議の中で、評議員の方からいろいろな意見が出されると思うのです。そういった意見を学校のほうで、例えば建設的な意見は取り入れるでしょうし、いろいろなそこで議論すると思うのですが、もし差し障りなければ、どういった評議員の方から意見が出されて、その意見に対して学校側でどういうふうに対応していった。何か今までの事例がありましたら、一、二点教えていただければ。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 年に3回評議員会のほうは開催しておりますが、例えばどのような意見があったかということで、参考までに申し上げさせていただきたいと思います。

例えば防災に対応する学習の時間があるのですが、そういうものを積極的に授業に取り入れてほしいですとか、板倉町では全員がタブレット端末を持っていますが、これがどんなに恵まれていることか、生徒によく指導してほしい。また、タブレットの持ち帰りなどでランドセルが重くなる。さんぽセルなど許容していただけるとありがたいですとか、また児童生徒の夢や希望についての学習についても、学校で積極的に取り組んでもらいたい。職業から自分の進路や適性を見ることなども大切ではないでしょうかというようなご意

見ですとか、委員さんからは様々な児童生徒に関する取り巻く環境に対しての要望、ご意見等をいただいているというようなことでご理解いただければと思います。

以上です。

- 〇今村好市議長 荒井議員。
- **〇7番** 荒井英世議員 今の防災学習とか、それからタブレットがちょっと大きいからランドセルが重たくなるとか、いろいろな意見があったということなのですけれども、そういった意見に対して、例えば具体的にタブレットの関係ですけれども、そういった部分については学校側でどういった形で対応しているのでしょうか。それは一応そのままということですか。
- 〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今申し上げましたように、学校評議員会の会議の中で評議員さんからは、様々な分野にわたってたくさんの意見をいただいておりますが、それを一つ一つ取り上げてどうのということではありません。その意見を基にして、例えばさっき言ったように災害時に対する学習を取り入れてほしいということであれば、学校でも避難訓練等は実施しておりますので、その意見に対して、もうちょっと充実していこうかとか、こんなところが見直せるだろうかとか、あるいはタブレット端末をこういうふうに使ってほしいという意見があれば、実際にやっていますので、それについてこんな意見があったけれども、それをどういうふうにさらに進化させていけばいいか、発展させていけばいいのかということで、校長が学校経営の全体の中でその意見を反映させて取り組んでいくと、こういうふうにしているというふうに認識しております。よろしくお願いします。

- 〇今村好市議長 荒井議員。
- **〇7番 荒井英世議員** それでは、コミュニティ・スクール、学校運営協議会ですけれども、質問いたします。

これは簡単に言いますと、先ほどの学校評議員制度から私は一歩踏み出して、地域でどのような子供たちを育てるか、そういった目標を地域住民で共有しまして、地域と一体となって学校づくりを進めるものだと思っています。校長が行う学校運営などに一定の権限を持つ合議制、これが大きなところなのですけれども、合議制の機関ということです。学校運営協議会の設置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、平成29年4月から任意設置から努力義務化されました。

最初の質問ですけれども、学校評議員制度と学校運営協議会、それの役割関係ですけれども、違いについて、相違についてお聞きします。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

〇赤坂文弘教育長 それでは、コミュニティ・スクールと学校評議員制度の違いということについてお答え したいと思います。

学校評議員制度については、平成12年度からスタートした制度、法定化された制度というふうに思っています。コミュニティ・スクールについては、平成16年度に制定された制度ということで、その趣旨ですけれども、どちらも開かれた教育を推進するため、学校教育に広く保護者や地域住民の意見を反映させることが

必要だと、こんな目的で設定されたのだと思います。

先ほど議員さんがお話しになりましたように、学校評議員制度については、校長が校長の求めに応じて保護者や地域住民など、学校外の意見を聞くための仕組みということです。あくまでも意見を参考にして、それを校長の学校経営に生かすというふうな取組になります。コミュニティ・スクールについては、学校評議員制度の役割を一歩進めた制度です。保護者や地域住民がより積極的に学校運営に関わることができるというものになります。言い換えますと、保護者や地域の方々が学校評議員制度より大きな権限と責任を持って、校長の学校経営に関われる、こういう仕組みになります。また、学習支援についても、協議を踏まえまして、支援活動などを行うということが挙げられております。

コミュニティ・スクールには、保護者や地域の方々から成る学校運営協議会というのが設置されます。 そして、その役割として3つ示されております。まず、1点目なのですけれども、校長が作成する学校経営の基本方針を承認するという仕事があります。承認するという権限があるということです。2つ目が、学校運営に関する意見を教育委員会や校長に意見することができるということになります。そして、3つ目なのですけれども、教職員の任用、人事です。これに関しても、教育委員会に意見を述べることができるということで、こういう点を考えてみましても、学校評議員制度とは大きく関わってくるということが言えると思います。

つまり、コミュニティ・スクールと学校評議員制度の違いは、どちらも広く学校教育に保護者や地域の意見を反映させる、こういうことが目的になりますが、コミュニティ・スクールにつきましては、校長の学校経営への関わりがより大きくなるということが大きな違いであるというふうに捉えております。

〇今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 今おっしゃったように、コミュニティ・スクールにつきましては合議制ということで、先ほど3点違いを説明されました。校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとか、あと学校運営について意見を述べる。それから、教職員の任用に関して意見ができると、これ2つは任意だと思うのですけれども、そういった3点が示されました。

次の質問ですけれども、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設置数、群馬県内と、それから近隣 市町村でどこが設置しているか、お聞かせください。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、コミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置している全国、 群馬県の状況につきましてお答えいたします。

これは令和3年5月1日時点の文科省の全国集計によるものでございますが、コミュニティ・スクールの設置状況につきましては、全国で1万1,856校、率にいたしまして33.3%、群馬県では61校、9.9%となっております。こちらの学校につきましては、全国の公立の小中高校までの数字ということでご理解いただきたいと思います。令和4年5月1日時点、今年度でございますが、近隣の状況について申し上げますと、邑楽郡内ではゼロ、ございません。館林市におきましては、16校、76.2%という結果となっております。

以上でございます。

〇今村好市議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 設置数ですけれども、群馬県内で61校、9.9%、全国が33%ですから、若干低いかなという感じなのですけれども、近隣で館林市が16校やっているということです。板倉と館林市では、いろいる意味で教職員の人事異動もありまして、館林市で行っているコミュニティ・スクール、どういった形で行われているか、認識していると思いますので、館林市の実施状況を踏まえて、メリットあるいはデメリットがありましたら、その辺をもし認識していましたらお聞かせください。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

〇赤坂文弘教育長 それでは、コミュニティ・スクールのメリット、そしてデメリットということについてお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校ということになります。コミュニティ・スクールのメリット、デメリットについては、新聞やネットなどで様々な情報が発信されておりますが、実際に令和元年度よりコミュニティ・スクール、学校運営協議会を立ち上げて導入しております近隣の小学校にメリット、デメリットについてお聞きしましたので、その内容についてお伝えしたいと思います。

まず、メリットについてです。大きく3点挙げられます。まず、1つ目です。教育活動の活性化が挙げられます。様々な活動、目標を地域の方々と話し合って共通することで、学校の教育目標について理解、協力が得られているということです。

2つ目ですが、児童が地域の大人と関わるよい機会になっているということです。学校での体験活動、例えば竹とんぼ作りや押し花教室、盆栽作りなど、事業支援ではプール清掃、補充学習、ミシン指導、毛筆指導、琴の調弦、サツマイモの土作りなど、地域の方々に入っていただいているということです。

3つ目ですけれども、登下校の見守り隊についてです。児童は挨拶が活発になったり、保護者は旗振り回数を減らしたりすることができているというようなメリットが挙げられます。

次に、デメリットについてです。 3 点挙げられます。 1 つ目ですけれども、児童と地域の方との関わりについてです。学習の補助、それから授業支援、そういう活動に地域の方に入っていただくわけなのですけれども、ほとんどの地域の方は教員免許の有資格者ではありません。特に支援が必要な児童に対して、専門の知識がないために、無意職に誤った対応をしてしまうという事例があったということを聞いております。

2つ目です。活動の精選ということについてです。地域の方々と様々な体験活動を行っているわけですけれども、その活動が本当に教育的に必要なのかどうか。ただ楽しいだけの活動になっていないかどうか。子供たちが喜べば、こんな活動もしてみたいという地域の方々の思いは十分分かるのですけれども、それが本当に教育の今日の授業の目的に合致したものになっているのかということになっていくと、疑問な点も出てくるというようなことです。

3つ目ですけれども、教職員の負担感ということが挙げられるということです。現在、教職員の働き方改革が全国的に叫ばれています。地域団体との日程の調整、それから打合せの時間、そして子供たちへの指導、準備・片付けというようなことは、日常の業務のほかに行わなければなりません。また、地域の方の時間に合わせなければならないということも出てくると思います。日常の業務以外のそういう活動が増えてくるというのが問題になっているということも挙げられると思います。

以上です。

- 〇今村好市議長 荒井議員。
- ○7番 荒井英世議員 最後の質問になりますけれども、今のメリット、デメリットを踏まえまして、教育長さんに最後にお聞きいたしますけれども、私、以前平成25年の一般質問の中で、学校運営協議会設置について質問いたしました。そのときはまだ小学校の再編前でしたので、そのときの答弁では、学校運営協議会を設置するのではなく、学校支援センター、そういったものを活用していきたいということでした。ただ、平成30年6月に閣議決定された第3期の教育振興基本計画の中で、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを設置することを目指していますけれども、現在も子供たちを取り巻く環境、状況も変化している中で、地域と学校のつながり、それを充実させるためにも、学校運営協議会、コミュニティ・スクール、そういった設置が私は必要かと思うのですけれども、その辺について最後に教育長さん、どうお考えになっておられるかお聞かせください。
- 〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 板倉町にコミュニティ・スクール導入の考えということでお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、コミュニティ・スクールには様々なメリット、デメリットがあると思います。こういうことを踏まえてですけれども、板倉町では既に学校評議員制度という類似な制度があること、あるいは学校支援センターを中心として、様々なボランティア活動が入っております。保護者や地域の意見が反映された地域連携が、板倉町の学校では円滑に行われているのかなというふうに思っています。したがいまして、コミュニティ・スクールを早急に導入するということについては、今のところ考えておりません。

今後、また館林市等では本格的にスタートしております。また、群馬県でも今の時点では少ないですけれども、今後広がっていく可能性もありますので、様々な情報を得ながら、メリット、デメリットを考えながら慎重に検討していきたいと、そんなふうに考えているところです。

以上です。

- 〇今村好市議長 荒井議員。
- **〇7番 荒井英世議員** 今後の状況を踏まえまして、よろしく検討をお願いしたいと思います。

次の質問です。水辺空間とにぎわいの創出について質問いたします。特にニュータウン内のふれあい公園についてお聞きいたします。ふれあい公園のコンセプトですけれども、インターネットの公式ホームページを見ますと、都市と自然の融合したまちを象徴する憩いの場として、にぎわいと出会いに満ちた水辺空間をテーマとして、都市的な水辺空間を演出し、公園内にはウオーターステージを設置し、様々なイベントやアトラクションが可能とあります。このウオーターステージにつきましては、後ほど質問いたしますけれども、まずふれあい公園、それの利用状況、そして整備状況についてお聞きいたします。

〇今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

〇橋本貴弘産業振興課長 それでは、荒井議員さんのふれあい公園内の利用状況と整備状況についてお答え させていただきたいと思います。

ふれあい公園につきましては、板倉ニュータウン建設事業に伴って整備された公園でございます。公園内

につきましては、芝生広場やフラワーガーデン、それと調整池に張り出した水上ステージ等が計画的に整備されておりまして、治水機能のほか、様々なイベントやレクリエーションを行うことができる公園となっております。

現在の利用状況といたしましては、公園内を散歩している方やジョギングをされている方、コロナの前については、地域の行事というのですか、花見などを行われたりもしていたようでございます。また、地域の子供たちの遊び場にもなっております。さらに、公園エントランス付近にはフラワーガーデンがございますけれども、その一部を借りてオリーブを栽培し、収穫祭などのイベントを開催している団体も現在ございます。

それと、観光誘客の促進、地域経済の活性化やイメージアップにつなげることを目的に、今年度群馬県が推進しておりますぐんまフィルムコミッションのロケ地としても、一応このふれあい公園は登録をしていただいているところでございますけれども、まだそこを借りたいというような利用はないのですけれども、今後活用が期待されるところでございます。

そのほかにも板倉まつりの会場として利用されてきた経緯がございます。具体的に申し上げますと、平成10年4月に板倉ニュータウンのまち開きが行われたわけなのですけれども、その平成10年から15年度までについては、ふれあい公園をメイン会場、水上ステージをメイン会場として板倉まつりが開催されております。また、その翌年からは、平成16年から平成22年度までについては、水上ステージではなくて、駅前のメイン道路を板倉まつりの会場として、そこの水上ステージはサブステージみたいな形で利用した経緯もございます。これが利用状況になります。

管理状況についてなのですけれども、公園内については、除草や低木の剪定、それと害虫の駆除及び清掃等を現在も行っておりまして、公園としての機能の維持を図っているところでございます。また、フラワーガーデンにも花の植付け等も行っておりますし、きれいな公園として利用している部分でございます。また、水上ステージが少しかかっている水面部分については、1級河川ということで群馬県が除草等の管理を行っている状況でございます。

以上です。

〇今村好市議長 荒井議員。

〇7番 荒井英世議員 私も2月中旬頃、ふれあい公園に行ってみたのですけれども、確かにジョギングコースが2コースありまして、そのとき歩いている人はいなかったのですけれども、ただ広場、芝生のところに何人かいましたけれども、ジョギングとか子供たちの憩いの場、そういった形で利用するというのは確かにあると思います。

ウオーターステージなのですけれども、今の説明で、かつて板倉まつり、そういったときに利用していたということなのですけれども、現在はほとんど使っていないかなと思うのです。あれだけのものが造られているのに、利活用しないのはちょっともったいないなという感じがするのですけれども、ウオーターステージのそばに行きますと、電源の引込み口、そういったものがたしかないと思ったのですけれども、ただ近くに街灯がありますので、引き込むことは可能だと思うのです。その辺は、例えば今後そういった電源の引込みとか、そういったものはもし利活用する場合があると思いますので、そういったところは今の段階で考えているのでしょうか。

〇今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 水上ステージの利用ということになるのですけれども、先ほども答弁しましたように板倉まつりでやる場合については、板倉まつりの駐車場として、企業局が持っている土地を利用して駐車場として大きい場所を用意して、水上ステージのほうにお客さんが集まってきていただいたような状況なのですけれども、本当にちっちゃいコンサートとかイベントをやるということになると、ここが近隣公園扱いになっていて、意外と駐車場、止める場所がないのです。そうなると、やはりイベントをやるということ自体が、すごく難しくなってきているというふうに思います。

よって、駐車場の部分が一番問題なのかなというのがありますし、あとは一応ふれあい公園といいましても、親水というか、要は調整池の部分があるので、水上ステージを見てもらいますと、本当に川の一部にかかっている部分があるので、そこで踊ったりとかしてもし落っこってしまったりとか、そういった部分の不安もございますし、そういった理由も含めて、板倉まつり以降はほとんどイベントは開催していない状況になっております。

また、電源等については、一部写真等を撮ってきてあるのですけれども、一応差し込むような電源等はあるので、今後もしそういった利用があるのであれば、活用はできるのかなとは思っております。

以上です。

- 〇今村好市議長 荒井議員。
- **〇7番 荒井英世議員** 確かに駐車場がネックとなっていると思うのですけれども、公園の東のほうの南、車止めが今ありますよね。そこを公園内に下りていくと、部分的にアスファルト舗装になっていますよね。 道があってちょっと広くなっていて、車が恐らくあれは50台くらい置けるかな。そんな感じのところがあるのですけれども、あそこはどうなっているのでしょうか。
- 〇今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

- ○橋本貴弘産業振興課長 出島のところの東のところですよね。そこについては、今のところ鎖が張ってあって入れないという状況がありますし、駐車場スペースとして土地はあると思うのですけれども、白線自体もほとんど消えているような状態で、今のところ、そこは駐車場として利用はしていない状況になっております。
- 〇今村好市議長 荒井議員。
- ○7番 荒井英世議員 そこは利用するという考えはないのですか。
- 〇今村好市議長 栗原町長。

「栗原 実町長登壇」

○栗原 実町長 担当産業課長は、いろいろな面から設備が不備でもない。あるいは駐車場に難がある。あるいは野天という野外施設ですから、計画性が立たない。あるいは浸水の可能性、水位が常に最近はどういうわけか高いということも含め、いつ幾日にやるといっても、ステージに乗っかっていれば、水が乗りそうだと使えないとか、そもそもが私から見ると理想過ぎて使い勝手が最も悪いステージと。ですから、まさにいわゆる利用する側の希望が、現実としてないというような分析をしております。

例えば駐車場一つ取れば、まだ未販売な土地とか、それはもしかすると可能、交渉したり。あるいはただいまのご指摘の場所も、一応河川区域になっておりますので、果たして河川区域というのが、そんな簡単に我々が考えるほど許可が簡単に下りないということもありますが、交渉の余地はあろうかと思いますが、そういう意味では非常に総合的に利用勝手が悪いと。

あとは、過去、水上ステージを利用していろいろな団体がやられましたが、出るも入るもこちらからということなのです。裏から出るとか、まさに右からも横からも。したがって、舞台としても、物を設置してバンドみたいに一定の時間、設置したもので一方方向に向かって芸能なりを展開するということには、決して不向きではないという判断もできますが、ということで例えば舞踊、過去あそこでやられたのはフラダンスやバンド的なものが多かったと思うのです。それでも苦情も来ておったりしまして、何より利用したいというものが多ければ、行政は何らそれを抑制する必要はないのですが、先ほど申し上げましたような状況を全体的に見て、水上ステージというのをあの場所に造ったことが適切だったかのどうかも、大きく言えば反省の材料だと思っております。夢を追いかけて、夢が実現どおりにできなければ、多大な投資の失敗ということも言えなくもない。今の時点では、もしかすると一例になっているのかなと。

加えて、河川区域の中にありますので、河川管理ということで草、除草、あるいは水面に浮く水草の管理、いつも町がニュータウンの方々から、町は何をやっているのだというようなご指摘を、必ず夏になると悪臭の問題、あるいは魚が浮く問題、汚水が流れ込むということも含め、一定以上の許可を超えた悪水が流れ込んでいるとは思いませんが、いずれにしても総合的に、しょっちゅう魚も浮くというような、それに対して町の管理下にもないのですが、町の中にあるということで、我々も県にもその都度環境委員さんや、あるいは水質汚染の関係の皆様、役員の皆様とか県の委員の皆様も通したり、いろいろな角度から県にも要望を出しているのですが、例えば水質浄化の意味で、冬場あそこへ井戸を掘って水を流し込むことも、清水をですね、方法とか、いろいろな方法も考え、水草は、夏場船を浮かべるどころか、船が持ち上がってしまうほど、そういう表現ですから。

それも県に何とかしていただきたいといっても、おざなりに、昨日も県の考え方と私の考え方も、ずれが随分あるなというふうな話もしましたが、板倉まつりをやるから、その集まる客から板倉町のそういう恥みたいな部分が見えるから、これだけ言っているのだから何とかしていただきたいと言っても、お金の10万か20万か30万か分かりませんが、人力でちょこちょこっと取って格好つけるだけということで、群馬県としても造っておきながら、その管理を自由にさせない、あるいは管理をするのに十分な資金もよこさないとか、町としては本当に苦しい立場でもあります。

さらに、一番最近見ていますと、常に水が結構入っていて、我々も時折行ってコンクリのステージの上を見たり、一回水が乗ると、いわゆる汚泥も含めた浮草とかあれがいっぱいになって、それを清掃することもままならないというようなことで、それを毎日御覧になっている住民の皆さん、ニュータウンの皆さんからご指摘、あるいは怒られたりもするのですが、それに対応するのが精いっぱいでありまして、いずれにしてもこれからどういう利用ができるのか。利用したい団体が利用するべきだといっても、利用する団体がなければ、利用する必要もないし、今現在はそれでコンクリの端々が崩れ落ちている状況。安全保障の面から、果たしてどうなのかとか、総合的に問題のある状況でもあろうと。

荒井議員のそういったご指摘をいい機会と捉えて、もう一回総合的に各方面から、先ほど言った欠点を克

服した上で、利用する団体がどれだけあるのか、利用したいと言っている団体が現時点でどれだけあるのかも含め、費用対効果も含めて総合的に、いいきっかけをこの質問でいただいたというふうにも考えております。よろしくお願いします。

- 〇今村好市議長 荒井議員。
- **〇7番** 荒井英世議員 ウオーターステージにつきましては、せっかくの施設ですので、利活用してほしいのですが、その利用団体ですけれども、例えば芸能関係にしても、各公民館にいろいろな利用者の団体がありますよね。そういったところと連携を取って、不定期でもいいのですけれども、そういった部分でコンサートとか、板倉町の文化を発信できるような、そういったものができないかと思っているのですけれども、その辺は教育委員会の管轄になりますので、その辺を連携してやっていただきたいと思うのですが、教育委員会としては、その辺はどうでしょうか。
- 〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 お答えいたします。

先ほど産業振興課長のほうからの答弁にも、いろいろ問題点も指摘があったかと思うのですが、やはり屋根がない、露天の施設であるということであったり、夏場においては水位が上昇して水没する危険がある施設であるとか、いろいろ問題点はあろうかと思うのですが……

[「可能性があるじゃなく、結構な時期に水没している」と言う人あり]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 年に3回ほどは少なくとも水没をしているというような施設であるという こともありまして、今まで各公民館等の利用者団体等から、そのようなあそこを利用しての催物をしたいと いうような申出が来たということは聞いてございません。

今後、そこを利用して催物ができる可能性があるかどうかについては、今後利用者団体ですとか、文化協会、各公民館のほうと研究させていただいて対応していきたいと思います。

以上です。

- 〇今村好市議長 荒井議員。
- **〇7番** 荒井英世議員 その辺は、積極的にいろいろ連携を取っていただきたいと思います。各公民館の利用者協議会、文化協会もそうですけれども、その辺と連携取って、実際にそこで可能かどうか、まずその辺からいろ協議してほしいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

時間が迫ってきたのですが、5分だけいいですか、若干延ばして。

- ○今村好市議長 次の質問者もありますので、時間を守っていただきたい。
- **〇7番** 荒井英世議員 本当に最後になりますけれども、令和5年度の重点施策の中で観光振興事業というのがあります。これは水辺の観光振興とにぎわいの創出ということで、ふれあい公園のコンセプトと同じなのですけれども、要するに観光バスを呼び込むという話がありましたけれども、ただ観光バスを呼び込んでも、それが立ち寄る場所が板倉はどうかなと思うのですが。

そこで、一つの提案ですけれども、将来的な部分で、例えば谷田川沿川、川沿いに国土交通省であったり川の駅ってありますね。そういった部分を今後検討してやっていくという、将来的な中期的なそういうお考えはあるでしょうか。

○今村好市議長 通告にはないのですけれども、答えられますか。

橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

- ○橋本貴弘産業振興課長 それでは、観光バスを呼び込む場所という形なのですけれども、一応来年度予算ということで、観光のバスツアーを企画しております。細かい内容につきましては、あしたの予算関係の重点のほうで説明させていただきたいと思います。来年度については、工程表が大体できているので、この荒井議員の提案について、谷田川の沿川とかについては来年度以降、6年、7年とかで検討できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。
- 〇今村好市議長 荒井議員。
- ○7番 荒井英世議員 分かりました。よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で荒井英世議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

休憩 (午前11時00分)

再 開 (午前11時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、亀井伝吉議員。

なお、質問の時間は45分です。

亀井議員。

[2番 亀井伝吉議員登壇]

〇2番 亀井伝吉議員 お世話になります。議員番号2番、亀井です。よろしくお願いいたします。通告に 従いまして質問させていただきます。

初めに、選挙の期日前投票宣誓書についてお伺いいたします。過去4年間に執行された選挙における期日 前投票の割合や、その推移についてお伺いいたします。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、お答えいたします。

期日前投票につきましては、投票当日に行けない人のために、あらかじめ投票日前に投票できる制度でございまして、制度開始より約20年近く経過しており、有権者へ制度が浸透し、選挙ごとに投票者数における期日前投票の割合が増加し、制度の重要性を実感しているところでございます。

近年執行されております各選挙におきまして、投票総数に対する期日前投票数の割合ですが、平成31年4月の地方統一選拳では21%、令和元年7月の参議院議員選挙及び県知事選挙では28%、令和3年10月執行の参議院議員選挙では28%、昨年7月執行の参議院議員選挙では30%と、回を重ねるごとに増加している状況

となっております。

以上になります。

- 〇今村好市議長 亀井議員。
- **〇2番 亀井伝吉議員** 期日前投票は増えておりますけれども、全体の投票は減っている、あまり伸びていないと伺っております。それでよろしいでしょうか。
- 〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、先ほど申し上げました平成31年から申し上げていきます。31年4月の県議選55.46%、4月21日の町議選61%、令和元年7月21日、参議院選挙でございますが、55.34%、同じく7月の知事選でございますが、55.65%、それと令和3年10月31日の衆議院選挙は62.75%、昨年行われました参議院選挙は56.81%ということで、選挙の種類にもよりますが、おおむね横ばいの状況かなというふうに考えております。

- 〇今村好市議長 亀井議員。
- **〇2番 亀井伝吉議員** 全体の投票はあまり伸びていないようですけれども、期日前投票は確実といいますか、伸びておりますので、この期日前投票の利用者の増加はどのような要因で増えているのか、もし把握しておりましたらお願いいたします。
- 〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

〇峯崎 浩総務課長 まず、要因として考えられますのは、ここ3年、コロナ禍というような状況の中で選挙のほうが執り行われております。選挙投票される方につきましては、当日混んでいる状況を避け、自分の都合のいい時間に期日前を利用するといったところも、要因の一因ではないかと考えているところでございます。

- 〇今村好市議長 亀井議員。
- **〇2番 亀井伝吉議員** 実際に期日前投票に行くには、期日前投票所に行って氏名、また期日前投票する理由を宣誓書に書かなくてはならないとなっております。ホームページでも出ていると思うのですけれども、特に高齢者や障害をお持ちの方にとっては、期日前投票に行って宣誓書に記入するというのがちょっと負担だという方がいらっしゃいます。期日前投票に行くときに入場券に宣誓書がついていれば、自宅で落ち着いて書くことができる。また、もし混み合っているときでも、そこで書かなくて済みますので、混雑の少しの緩和にはなるかと思います。期日前投票する場合に、入場券の裏側に宣誓書を刷るはがき形態というのがもし導入できるようでしたら、導入していただきたいのですけれども、この辺どのようにお考えでしょうか。
- 〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、板倉町選挙管理委員会で発行しております入場券は、1枚のはがきに1世帯6名分までの入場券が 印刷できる様式にしてあります。これは、選挙経費の削減を検討した結果、世帯分を1枚に印刷することで 郵送経費の削減を行っているものであります。そのため、宣誓書につきましては、町のホームページからの ダウンロードや、期日前投票所に用意してある宣誓書への記入をお願いし、提出いただいているものでございます。

郡内におきましては、宣誓書を入場券の裏面に印刷している大泉町や邑楽町、千代田町では、1枚のはがきで1名の入場券となっておりまして、多くの郵送費用や作成のための経費をかけているものと思います。現状、その郡内の市町村のお話を聞きますと、やはり裏に印刷をしてあっても、書いてくるのを忘れてしまって、その場でまた書くというようなことで、実際に現場に置いてある宣誓書を書くというものと同じような流れになっているというような話も聞きます。また、内容等についても非常に簡略というふうにはなっておりますので、そこら辺も考慮して、やはり経費を削減するというようなことを踏まえて、板倉町においては、現状1枚のはがきに6名分の入場券のほうを印刷をしているというような状況でございます。

○今村好市議長 亀井議員。

〇2番 亀井伝吉議員 6名の方まで印刷して送っているということなのですけれども、はがきを封書に入れて6名なり7名なり送れば、郵送費が浮くと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 1枚のはがきを封筒に入れる、世帯分入れる、またもしくはそのまま束ねて送るというような方法もあろうかと思いますが、いずれにしましても現在1つのはがきに6名分の印刷しているというところが、一番割安になるであろうというようなところがありまして、こちらのほうを現在行っているというような状況になっております。

〇今村好市議長 栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 総務課長が答弁をしてくれるのかなと思っておりましたが、あるいはこの先質問の状況を見てするのか分かりませんが、一応現在検討しておりますのは、ご指摘の意味も十分理解できる。しかし、費用も間違いなくかかるということを含め、郡内では、先ほど言ったように大泉、邑楽、千代田がはがき1枚方式、裏が宣誓書、館林、明和、板倉、いわゆる東邑楽は我が町と同じような方式を取っている。財政を優先するかみたいなものと、利便性を優先するみたいなものに分かれている現状があるのは今実態です。

それで、いつからできるか分かりませんが、今現在、国において行政事務の電子化に向けたシステムの標準化が進められているということも含め、今の板倉町の様式を6枚をそのまましながら、裏側へ小さいのですが、宣誓書をつけることも可能かどうかということも、今現在検討をいたしておりまして、できればせっかくのご提案ですので、利便性を。ただ、あまりちっちゃくて……。

本来、私も思うのです。私はしたことないのです、期日前投票を、どういうわけか。なぜ期日前投票に、あなたは旅行へ行くのか何なのかと。果たして国民の投票日を1日この時間帯の中でという決めておいたのを、幾分かそれを複数日、あるいは自由にということで、最悪それによって投票率を浮上させようという目的であるならば、人によっては、私も聞くのですが、自分はしたことないのですが、板倉町の住民の皆さんの中にも、何であんなことを書かなくてはならないのだというような声も聞かないでもないということでもあります。

簡素化、裏面に小さくなる分、しかも導入するに、どの質問をしなくてはならないのかとかいうことも含

め、国とのやり取りというか、選管も含めて、できるだけ改善、簡素化しながら、できれば6枚で、裏も今の形と同時に取り入れられることのほうが合理的だということで、それは我々は町民の皆さんの税金を常にいわゆるただ使えばいいということでなく、合理性と節約性と対費用効果と、利用の効率が、使い勝手が悪いかどうかということも検討しているのだという、そういう一つのあかしとして、今現在、水面下で検討させていますので、今日のところは総務課長、遠慮して言わないのかどうか分かりませんが、そういったことの現在最中であるということもお含みおきをいただければありがたいと思います。

〇今村好市議長 亀井議員。

○2番 亀井伝吉議員 前向きに検討をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。移動弱者への取組についてお伺いいたします。板倉町の高齢化率の現状についてお尋ねいたします。どのような状況でしょうか。

〇今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 高齢化率についてでございますが、直近で2月1日現在、人口1万3,841人に対しまして高齢者人口、つまり65歳以上の人口は4,938人でありました。人口に占める高齢者人口の割合である高齢化率は35.68%となっております。当町の高齢化率は、平成29年、西暦で言いますと2017年度に30%を超えまして、毎年1%ずつ上昇している状況でございます。板倉町高齢者福祉計画によります推計では、今後も令和22年、西暦で言いますと2040年になりますが、2040年頃までは増加し続け、40%を超えることが見込まれております。

ただし、高齢者人口自体は、令和7年をピークに減少に転じると考えております。高齢化の問題は、少子化、生産年齢人口の減少による町の総人口に大きく影響されるものでございまして、高齢者人口が減ってきていても、若い世代の人口も減ってきていますので、高齢者の生活を支援する施策が重要となっていると思っています。このため、町では高齢者自身による健康づくり及び介護予防による体力、気力の維特増進、そして同世代での支え合いなどを推進しまして、いつまでも元気に生活できるような支援も強く進めているところでございます。

〇今村好市議長 亀井議員。

〇2番 亀井伝吉議員 高齢化率の推移だとか動向というか、どういうふうに認識しているかというのは今お答えいただきましたので、もし分かりましたら、単独世帯、また高齢者だけの世帯というのがもし分かるようでしたら、ちょっと質問にはなかったのですけれども、お願いいたします。

〇今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 資料の直近のものが準備ができておりませんので申し訳ありませんが、独り暮らしにつきましても、令和元年ぐらいまでは微増というか、280名程度で推移していたのですけれども、ここ、三年急増いたしまして、400世帯を超えているところでございます。

○今村好市議長 亀井議員。

〇2番 亀井伝吉議員 どんどんこういう単独世帯だとか、高齢化だけの世帯というのは増えていますので、いろいろと手段というか、考えなくてはならないと思うのですけれども、高齢者の運転免許証の保有率、数

というか、それと返納の状況について分かりましたらお願いいたします。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございます。

高齢者として対象になる町内65歳以上の方の免許保有率、免許返納の状況につきましては、館林警察署からの情報によれば、免許保有率については、65歳以上の方のうち、男性は91%、女性は66.5%、合計全体で77.8%の保有となっており、群馬県全体で見ると69.2%、全国で見ますと53.2%となっておりますが、これと比較しますと、町内の高齢者の免許保有率は非常に高い状況にあると言えると思います。

また、65歳以上の方の免許の返納で状況でございますが、令和2年中におきましては52人、令和3年中におきましては62人、令和4年になりましては若干落ちまして、55人となっております。令和元年に池袋、東京で起きました高齢者による暴走事故を受け、公共交通機関が充足している都市部におきましては、返納率が非常に大きく伸びたところではございますが、その一方で、高い返納率は維持しているものの、令和元年をピークに返納率というのは減少傾向にあるところでございます。これは、新型コロナ感染拡大の影響で、警察窓口に行って返納手続自体をするのが非常にリスクを伴うというふうに思われたり、ご自身の行動が制限されたことや、また3密を避けた移動手段として自家用車の利用は、バスや電車よりも3密によりならないというようなところで、自家用車の移動利用というところが見直されているところが、要因となっているのではないかと考えているところでございます。

〇今村好市議長 亀井議員。

〇2番 亀井伝吉議員 本当に高齢化して、特に板倉町は車がなければ動けないという状況があります。食料品や生活雑貨を買いたくても、身近に商店がない、また車の運転ができない、また買物や通院等に苦労しているという声を聞きます。今後、ますますこういう傾向が増えてくると思います。

そこで、路線バスやコミュニティバスだけでは、移動の不便差は解消されないと思います。近隣では、明 和町、また加須市でワンボックスカーのデマンド式、予約式のタクシーを運行させています。こういう試み は、当町でも参考にできないか、お尋ねいたします。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございます。

デマンド型乗合タクシー、こちらにつきましては運行方式や乗降場所、発着地の自由度の組合せによりまして、多様な運行形態が存在しまして、路線定期型交通にない個別のニーズに合わせたきめ細やかなサービスが可能となるものでございます。高齢化や人口減少が進む公共交通空白地帯では、有効な移動手段であると言われているところでございます。

しかし、その一方で、事前の利用者登録や予約の煩わしさ、乗り合いへの抵抗感、予約が重なった場合に 到着時間が大きく変更となることや、利用者1人当たりの高い輸送コスト、現行の公共路線バスや一般交通 事業者との競合、こういったところの懸念など、多くの課題も抱えている状況でございます。

近隣であります明和町の乗合タクシー、それと乗合バスの関係につきまして、いろいろ調査のほうをした ところでございますが、やはり利点、それと悪い点というところがアンケートの結果で出ているところでご ざいます。明和町におきましては、令和2年から4年まで実証実験ということで、町内のデマンド型の巡回バス、それと町内外の拠点、それと自宅を結ぶ乗合タクシー、こういったものを実証実験として利用してきたわけですが、デマンド型のバスにつきましては、いつでも予約したときにバスが乗り合いの停留所に来るという利点もありますが、逆に電話をしないと、そのバスに乗れない。これまでの定時制の巡回バスであれば、何もそんなことをしなくても、その時間にバス停に行けば、バスが来たと。そういうようなことで、いい点もあれば、悪く思う方もいるというようなアンケート結果が出ているところでございます。

また、楽ラクシーというデマンド型の乗合タクシーでございますが、会員制で登録を行ったところから、 もっと早くあまり待たずに迎えに来てくれるとありがたいというところもあり、家から病院、スーパー、飲 食店、こういったところへ送っていってくれるということで非常に便利だという反面、逆にちょうどその時間の利用者がいれば、乗り合いをしなくてはならないということで、思っていたよりも到着まで時間がかかってしまう。また、知らない人との乗り合いに違和感がある。また、この後費用がどんどんかかるようでは、 ちょっといかがなものかというような結果がアンケート結果で出ているというところが、調査の結果出ておりました。

このことも踏まえて、明和町におきましては次年度以降は楽ラクシー、いわゆる乗合タクシーはデマンド型の巡回バス、チョイソコと言われるものですが、そちらに統一をして、無料の形で拠点の停留所、停留所といってもきめ細やかな停留所になりますので、そちらのほうを巡回するという方向性を出しているところでございます。そういったところで、板倉町におきましてもこういった状況を判断しながら、今後検討していくことになるのかなというふうに思っております。

〇今村好市議長 亀井議員。

〇2番 亀井伝吉議員 高齢者がどんどん増えてきますので、免許返納する方も増えますので、前向きにご 検討をお願いしたいと思います。これで……

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ちょっと先ほどの答弁で付け加えるのを忘れてしまいましたが、現在運行しております町のコミュニティバス、こういったものがございます。こういったところで、このコミュニティバスを充実して町外に利用する接続性、こういったものをよくする。そういった小回りを向上させながら、交通弱者と言われる方の足になれるよう、今後仕組みのほうをつくり上げていくとか、また車両を利用した移動販売、こういったところの拡充なども、現行の交通移動弱者への取組の強化の中で必要になってくるのではと考えているところでございます。これにより、移動の不便の解消を図っていきたいと考えております。よろしくお願いします。

〇今村好市議長 亀井議員。

○2番 亀井伝吉議員 大変ありがとうございます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。この冬実施いたしましたイルミネーションについてお尋ねいたします。町内の方の評価について、分かりましたらお願いいたします。

〇今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

〇伊藤良昭企画財政課長 イルミネーションのお尋ねにつきまして回答させていただきます。

このイルミネーション実施期間中には、多くのキッチンカーにも出店していただきまして、出店でご協力をいただいた事業者さんのほうから聞き取りをさせていただきました。そちらの聞き取り内容を参考にさせていただいて、期間中どのぐらいの方々が観賞していただいたのかというところで、延べ来場者数を今回2,500人程度だったというふうに出してみました。というのも、2か月のイルミネーションの点灯の期間中、約半数の日程で出店をいただいたキッチンカーの方がいらっしゃいましたので、平日の状況、土、日、祝日の状況も把握しているということで、その辺を参考にしますと、2か月で約2,500人の方が来場したということになります。

来場者の年齢層ですけれども、家族連れから幅広い年齢層の方が観賞いただいたということでした。特に土、日の来場者が多かったということでございます。12月1日の日に点灯式を行いましたけれども、来賓の方々をはじめ、約150人程度の人出があったと。また、平日の来場者ですが、平日でも平均をしまして30人程度、やはり家族連れの皆さんが訪れていただいたということです。訪れていただいた方々は、町民をはじめ、近隣の館林市、明和町、邑楽郡内ですね。そのほか他県、これは古河市、加須市、栃木市のほうからも観覧に訪れていただいた方が多く、特に土、日、祝日については、大体平均で50人を超える皆さんが訪れていただいたと。近隣の方に加えまして、土、日、祝日では、前橋、高崎方面の方々も御覧をいただけたというふうに伺っております。観賞していただいた方々からは、点灯エリアの拡大、もう少し広くてもいいのではないか、また点灯期間をもう少し長い期間点灯してもいいのではないか、また来年以降も継続して実施していただけたらいいなというような声を多くいただいたところでございます。

〇今村好市議長 亀井議員。

○2番 亀井伝吉議員 大分あちこちから見に来ていただいて盛況だったのかな、盛況かどうかあれですけれども、思います。

その中で、出店された方の数がもし分かりましたら、あとはどんな種類の業種といいますか、分かりましたらお願いいたします。

〇今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

イルミネーションの実施期間中、キッチンカーが多く出店していただきました。出店された事業者は、6事業者でございました。実施期間中、2か月、62日間でございましたけれども、延べ63台のキッチンカーの出店がございました。出店者からは、来年以降もやっていただくと、また出店させていただきたいのだという声をいただきました。その中でも大体半分ぐらい、出店していただいたお店が町内の焼き芋屋さん、焼き芋屋さんは大体半数ぐらい出店していただきました。それと、トルコ人の方がケバブというのでしょうか、ロングポテト、この方も数多く出店していただきまして、そのほかはサンドイッチ屋さんですとか、あと農家の方が野菜の販売というような形で出店していただいたこともございました。

以上でよろしいでしょうか。

〇今村好市議長 亀井議員。

〇2番 亀井伝吉議員 いろいろな職種の方が出店していただいたということで、私も焼き芋を買ったので

すが、結構うまかったです。自分はあまり食べないのですけれども、孫たちに2回買ってきました。喜んでいました。

この出店に対しての町民の方の評価は伺っていますか。もし分かりましたら。

〇今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 直接多くの声は伺ってはいないのですけれども、まず役場の敷地内だったということで、最初は多くの方が来ていただけるのかと。せっかくキッチンカーが出店しても、直接販売に結びつくのかというようなことの不安のほうが大きかったのですけれども、やはりキッチンカーが道路から見えるところで、電飾も使いながら出店していただいたということで、キッチンカーがあるから、イルミネーションに行ってみようかという逆の効果もあったのではないかなというふうにも思っています。特にお子さん連れのご家族でキッチンカーを、車でそこまで乗りつけて、そこから子供の声が聞こえながら、「お母さん、あれ」とか、「お父さん、あれ」というような声も、実は私、職場2階の窓から見ても、そういう光景を目にしておりました。最初心配していたのがうそのように、焼き芋屋さんでは早期に売り切れてしまいまして、後の方が逆に購入できなかったというような声もちょっとは聞いております。また、役場の職員もそれなりに利用はさせていただいたということは、実感としては持ってございます。

〇今村好市議長 亀井議員。

〇2番 亀井伝吉議員 イルミネーションの点灯については、地域を元気づける対外行事として始めたということですけれども、点灯式のときに栗原町長より、町民が楽しみになる行事になってほしいというような挨拶がありました。今後、どのような形で継続、発展させていくかお伺いいたします。

〇今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 もともとがイルミネーションは商業施設とか、この近辺ですと足利のフラワーセンターはもちろん、人寄せ、売上げを上げるためにということを目的に知恵を使ってということで、規模も内容も全然違うと。そういったところに、たまたま本当に近々で加須市さん、北川辺の役場の前に、昨年旧北川辺町のマニアの方々が役場の方向性に大きく賛同して協力をして、飾りつけから一切自分たちで、1か月間ぐらい自分の空いている夜の時間を1時間ぐらいボランティアということで、昨年それを耳にしましたので、私も直接役場の帰りに点灯している時期に見に行って、なるほどなどということで、それはもちろんすばらしいとは言われていましたが、私の描いていたほどではなかったです。

うちの町も、やはり公がやるものですから、北川辺さんには負けていたのかなぐらい。それでも今言った 北川辺さんのものも、テレビなどへ出る商店街や、いわゆるそういった営業目的のところからすれば、数段 の感じはいたしました。たまたまご承知のように、昨年の夏で3年間も板倉まつりが中断をすると、あるい はほぼほぼ全部のイベントが中断をする中で、何か使命に燃えてちょっとは考えているのかという、議長を はじめ、議員有志の叱咤激励もありまして、一番心配するのは、やるのは予算を組んで一定の期間をつけれ ばつくわけですが、果たして町民の皆さんに、あんなものかと言われるような結果に終わっては惨たんたる ものであるということで、ある意味では臆病な部分もあったのですが、そういった後ろからの後押しもあっ て、取りあえず使ってしまった気になればということでやってみろという声も、賛同の議会の声もありまし たので、やらせていただいて、試験的に来年はそういった町内の方々にももしかして呼びかけながら、より規模を大きく。ご承知のとおり、花火の代わりにということで計画しましたので、花火は10分間から30分で500万円、1,000万円の銭をあっという間に消費してしまう。それから、予定した日に雷雨とか、突然の降雨があったりすると、やむを得ず順延もしくは中止などにすると、やらずに半分のお金が業者に渡さなくてはならいと。違約金とか。

また、よくうちの女房なんかも話をするのですが、今日はこれがあるのだよねと。例えば板倉まつりがあるのだよね。行ってみたいわといっても、その時間にちょっと、特に主婦の皆さんなどお客が急激に来たり、あるいは片づけ物がついやっていたら、時間に間に合わなくなってしまって、行ったら終わっていたみたいなものがあったり、一発屋のイベントではそういったこともありまして、それとは全く逆の体質を持ったイベントですので。それでも、例えば2,500人というのは、板倉まつりが2時間か3時間あるいは4時間ぐらいで1万人からの数を勘定すれば、比較すると非常に1日当たり40人かそこらですから、亀井議員には評価していただいてありがたいと思うけれども、我々とすれば反省する点もいっぱいあるし、それをさらにせっかくやるのだからということで。

最大の利点は、今年使ったものは買いましたが、花火をやった気になって約400万円程度一切でかけたわけですが、そのうちの二百七、八十万円はイルミネーションのいわゆる電飾代というか、いろいろなそういったものも含めてで、それはそのままありますので、ネズミに食われないように電線もしっかり注意してしまっておけということで、来年はそれにプラスして、例えばあと同じ額だけすれば、間違いなく倍になりまし、あとは今年は初めてですので、どこを素人でも手伝えるかとか、プロでなくては、電気屋さんでないと飾りつけられない部分もあるかとか、しっかり見定める意味で、今年は全部いわゆる電気屋さんに投げた部分もあるのです。でも、それは全体で五、六十万円のところでもありますので、例えば来年はそれらについても、我が町でもマニアチックで、自分のうちにもいっぱい飾っているうちがあったり、そういった方がお手伝いをしていただいたり、なおかつもしあれなら役場のどこかへでもとか、場所をまた役場に限定することなくとか、いろいろ考えるところは多々ありますので、またやる直前にというか、一定の期間前に検討委員会ではないけれども、そのときにいろいろ議会の皆さんの意見等も拝聴しながら、より間違いなく今年以上のものを大した予算もかけずにできると。

後ほどきっと電気の関係も、電気が時節柄節電をしなさいということで。でも、邑楽郡内では一番早く板倉町は取組をして、12月1日からイルミネーションで例年よりも余計電気を使うということなので、役場の電気も、ほかの自治体では節電をしておりませんでしたが、太田市と同じ日から節電をして、その節電効果と。それは新しく3万球の電飾をつけるということで、それがどのくらい、電気料がプラスの支出になるわけですから、そういったことを踏まえて事前に電気の節電もしたのですが、そういった費用対効果も、特に電気料が大きく上がってきておりますので、どんなものだったのかということを、その反省もいたしたところ、後ほどちょっと時間をもらって述べさせますが、思いのほか蛍光灯と違う電気は安いのだなと、食わないのだななどということも感じております。

そんなことで、総じて今年よりもさらに前進をさせ、より人が寄るというよりも、楽しんでいただける。 だから、一定の期間の中で、これはカウントした推計ですから、このほかに車で板倉町を通っている人もいっぱいするわけですから、うちの例えば個人を考えても、7人家族ですが、一応は直接来て見たのは3人な のです。私と女房とせがれ、子供たちも学校帰りに見たりとか、そういうカウントをすると、この3倍や4倍は板倉町の町民の皆さんも2か月の間でしたから、御覧になっていただいているのかなという、総合的に考えてですね。また、しかるべき時期にご相談を申し上げ、より強力なイルミネーションにしたいと。それはそれとして、板倉まつりの花火はまた別に考えなくてはならないなということでおります。よろしくお願いします。

〇今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、消費電力量について説明させていただきます。

実際に電灯をつけた業者さんのほうにアンペアを測っていただきました。どのぐらい消費したのかというところですけれども、3万球で1.22キロワット、これは1時間当たり1.22キロワット消費したということですから、1日に3時間点灯しましたので、3.66キロワットを消費したことになります。今、役場のほうで契約しています電気料金ですが、1キロワット当たり今約33円程度になってございます。これで計算をいたしますと、1日に120円程度、2か月間で約7,500円の電気代がかかったというような計算がございます。

ちなみにですけれども、役場全体の電気の消費量でございますが、12月と1月分の電気の使用量、こちらについては昨年度よりも低減させてございます。全庁挙げて節電をした効果、それとイルミネーションを3万球、2か月間点灯しておりましたけれども、昨年に比べて使用した電力は少なかったというような状況でございます。

- 〇今村好市議長 亀井議員。
- **○2番 亀井伝吉議員** 大変有効なイルミネーションだったかなと思います。ご答弁いただいた皆様に感謝 申し上げます。

これで私の質問は終了させていただきます。大変ありがとうございました。

〇今村好市議長 以上で亀井伝吉議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

1時より再開いたします。

休 憩 (午後 0時00分)

再 開 (午後 1時00分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、小野田富康議員。

なお、質問の時間は60分です。

小野田議員。

[1番 小野田富康議員登壇]

○1番 小野田富康議員 議席番号1番、小野田富康です。よろしくお願いいたします。

まず、昨年12月の定例議会なのですけれども、身内でコロナ感染者が出てしまいまして、濃厚接触者ということで議会をお休みさせていただきました。また、一般質問の通告をしておきながらお休みということで、

皆様には大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

それでは、通告に従って一般質問させていただきたいと思います。まず、内水氾濫についてお伺いしたいと思います。内水氾濫とは、下水道や水路の排水能力を超えた雨が降ったり、排水先の河川の水位が高くなったりして行き場をなくした雨水が市街地にあふれる災害。河川の堤防が決壊するなどの外水氾濫と比べて発生頻度が高く、降り始めからの短時間で被害が出るのが特徴であると言われております。この内水氾濫について、町の認識、対策というのはどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

排水能力が追いつかず引き起こる内水氾濫でございますが、本町においては、国や県により幾つもの排水機場が整備され、ポンプによる強制排水機能が十分な能力を有しております。利根川や渡良瀬川の外水の影響を受けない限り、局地的な集中豪雨等、内水のみの要因による河川氾濫に対しては、特段の憂慮は現時点ではしておりません。

しかし、台風等により利根川や渡良瀬川が増水し、ポンプによる強制排水ができなくなった場合は、当然 内水氾濫の危険性は高まるわけでございますが、それは同時に利根川、渡良瀬川の堤防決壊による外水氾濫 のおそれが非常に高まったことを示すものであります。内水氾濫と外水氾濫、ともに防災対策を講じていく 必要があるものと認識をいたしております。いずれの氾濫にあっても、本町においては甚大な被害が想定さ れるため、まずは安全で確実な避難を図るための洪水時住民避難計画の検討を現在進めているところでござ います。

以上になります。

〇今村好市議長 小野田議員。

〇1番 小野田富康議員 以前の台風19号のときに、町長おっしゃっていましたけれども、要は利根川の越水が起こりそうだということで、ポンプを止めろというような話が実際にあったと。そういったときに、まず外水が氾濫、利根川が氾濫する以前に、そもそも内水のほうが先に氾濫をして、その後に外水が氾濫してくるというふうに思うのです。実際、内水氾濫と言うか分からないのですが、多少大きな雷ですとか、もちろん台風等が来ると、必ず道路冠水なりする場所というのが町内幾つかあるかと思うのですけれども、そういった備えといいますか、避難経路、もちろん洪水時に緊急避難場所ということで、車移動を基本として計画されていると思うのですが、その避難経路が先に道路冠水とかして通行できないというようなことも含めて、町民にはここは通れませんよと。大体近くの人は知っていると思うのですが、避難をする経路にもし当たってしまっている場合には、そこで止まってしまうというような部分もあるかと思うのです。

一応、町には内水のハザードマップというのがあるのですけれども、これと国から義務づけられている内水浸水想定区域図というのがあるというようなことが新聞報道でありましたが、この違いについて教えていただきたいのですけれども。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございます。

浸水想定区域図につきましては、水防法に基づいて、河川管理者が洪水予報河川及び水位周知河川として 指定した河川について公表し、当該河川に関係する市町村においては、ハザードマップを作成し、住民に周 知することとなっております。いわゆる河川の浸水想定区域図等につきましては、県及び国、こういったと ころが想定図のほうを作りまして、町においては、それを参考にハザードマップに反映をさせてもらってお ります。

本町に関係する指定河川としては、外水として国土交通省が指定した利根川、渡良瀬川、内水として群馬県が指定した谷田川の3河川であり、平成29年にそれぞれ1,000年に1度の降雨による想定最大規模での浸水想定区域図が新たに公表されております。これを受けて、町では、指定3河川の想定最大規模での浸水想定図を重ねた最悪の想定に基づくハザードマップを作成し、令和2年に、このハザードマップを掲載した防災マップ、こちらになりますけれざも、こちらを全戸に配布し、町民への周知を行ったところでございます。この中に町の全体図ということで、100年から200年に1度の計画規模、それともう一つは1,000年に1度の想定最大規模ということで、浸水区域及び台風19号による道路冠水箇所等についての表記のほうをさせてもらっております。現在、進めております洪水時避難計画の策定に当たっては、こういった冠水道路等を可能な限り避けながら、避難の経路等について、現在検討を重ねているところでございます。

以上になります。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- ○1番 小野田富康議員 昨年10月7日の上毛新聞さんの報道では、内水浸水想定区域図を作成するのは各自治体だというふうなことが載っておりまして、群馬県内では12市プラス7町、計19の市と町が、村も入っているのかな、2025年までに浸水想定区域図を作成しろというような、義務化されているというような話がありました。載っております。実際、この想定区域図って、ただ谷田川とか、そういった河川だけでなくして、普通の水路、下水であったり、それに対する水量であったり、かなり細かい部分まで想定した図を作ってくださいというような指示だったかと思うのですが、それは町としては、今作成の段階はどうなっているのか、お願いします。
- 〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

- **○峯崎 浩総務課長** ただいまのご質問でございますが、板倉町としましては、先ほど申し上げました防災マップ、こちらに1,000年に1度の想定最大規模、それと100年に1度の計画規模ということで掲載のほうをいたしておりますので、一応これを参考に指標としているというところでございます。
- 〇今村好市議長 小野田議員。
- **○1番 小野田富康議員** ということは、国なりが求めているものは、作成は今のところしていないという 認識でよろしいのでしょうか。
- 〇今村好市議長 峯崎総務課長。

「峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまの質問にお答えします。

特に様式、例えばこういった情報を入れろとか、これこれというようなところは、現時点では示されておりませんので、町としてはそういった想定最大規模を、現在の町のハザードマップ、防災マップのほうに落

としてありますので、これで一応代替をできるものと考えているところでございます。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- **○1番 小野田富康議員** ある意味、水位のハザードマップを私も拝見したのですけれども、経験に基づいて、ここが内水氾濫しますよというか、道路冠水しますよというようなものなのかなというふうな感じがしたものですから、それはそれで必ず道路冠水する場所はしますし、知っている方はもちろん知っているのですけれども、科学的に流水量であるとか、そういったものを基にしたものというのは、もしかしたら本当に大きな台風なりが来たときには、あれだけで実際大丈夫なのかなという気もするのですが。実際、先に外水が切れるのか、内水が先かというのは分かりませんけれども、取りあえず両方備えるのが大事かなと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょうか。
- 〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問に対する回答でございますが、板倉町、特に外水のほかに、ちょう ど中央を流れております谷田川というものがございます。この谷田川の想定氾濫最大規模、また計画規模、こういったものを、平成29年6月に県のほうで想定区域図というのを公表しております。河川流域の図でございますが、その中に谷田川というところで、関係する市町村、館林、明和、板倉、加須というところで図の表示のほうが出ております。こういったものをかぶせて、こちらの町の防災マップのほうに入れ込んでおりますので、特にその点は問題はないかなというふうには考えているところでございます。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- ○1番 小野田富康議員 分かりました。

実際、これが県内では全12市、甘楽、中之条、東吾妻、板倉、玉村、草津、邑楽の7町が該当すると。邑楽郡では板倉と邑楽だけなのですけれども、邑楽町の状況というのは分かりますか。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

- **〇峯崎 浩総務課長** 現時点では、邑楽町の状況のほうは調査しておりませんので、分からない。回答を差し控えさせていただきたいと思います。
- 〇今村好市議長 小野田議員。
- **〇1番 小野田富康議員** やはり板倉町は、昔から水に悩まされてきた町ということで、水害には備えはかなり大事だと思いますので、できれば調べていただいて、内水浸水想定区域図のことも後でご回答いただければと思います。

今、板倉町洪水時住民避難計画検討委員会が何回か行われて、実際そこの緊急避難場所に行ける人、行く人と、今いろいろご検討されているということなのですけれども、もちろんどこの地域の人がその避難場所に行くのか、その経路、結局避難経路を考えながら皆さん検討されているのだと思うのですけれども、絶対にこれは大事な資料になるかと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

〇今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 邑楽町については、ただいま総務課長からは承知していないという話ですが、板倉町の谷

田川に匹敵するのが新堀川あるいは孫兵衛川という川が、役場の前辺りに集結してくる川が、それが渡良瀬川のほうへ流下するという川もあるのですが、邑楽町の被害想定はそれを中心に、利根川、渡良瀬川が切れるということは、影響はないという前提で多分やられているのだと私は理解しております。その根拠は、町長同士で話をしている中で、板倉は大変だねとか、うちのほうは板倉ほどではないけれどもとかという流れの中で、だからうちのほうはいわゆる邑楽町の新堀川、孫兵衛川に相当する谷田川もしくは板倉川も含めて、その上にさらに利根川が、渡良瀬川が切れた場合という両方を想定し、このマップ等も含めて、当然県あるいは館林の土木も含め、あるいは利根上のほうにも全て相談をして作成をしてあるものでありますので、一応先ほど言ったような議員の指摘については、これ以上細部のものについては、作るということすら考えていなかったというのが正直なところであります。

したがって、もちろん指摘のように命は大切なものですから、ぬかりがあってはならないということと、あとはいつも質問が出るのが、避難する前に浸水している道路が、通学路とか避難道路、今回の場合避難道路になっていたらどうするのだという、それが一番きっと住民の皆さんの心配するところかなと思うのですけれども、それに対する回答はただ一つと。車が通行ができる、している、避難路が浸水しない状況の中で早めの避難を、広域避難も含めて避難をするということで、今のところそういった対応でいますが、貴重なご指摘ですので、入念な調査も含めて、今きっと担当課長も控えたと思いますので、行方をもう少し見守っていただきたいというふうに思います。

〇今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 内水氾濫については、以上で終わりにしますけれども、通告できなかったのですが、2月15日、ちょうど14日が一般質問の通告の締切日でありまして、その次の日の新聞で、浸水センサーというものについての記事が載っておりました。高さは浸水する高さなりだと思うのですが、そこにセンサーを取り付けて、水が乗ってきたら知らせてくれるとか、新聞等で安価で確実に浸水箇所を把握できるシステムというのを私は理解したのですけれども、町はこの浸水センサーについて何かご存じのことというか、資料があれば。

〇今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございます。

浸水センサー、国土交通省ではワンコイン浸水センサーということで、現在、電柱や建築物にそういった 安価なセンサーを取り付けることで、実際に水が入ってきた時間や入ってきた高さ、そういったものをその センサーからデータを送信すると。実際に町内のどこからどこに、どのくらい浸水が始まったかが分かる浸 水の状況把握のためのセンサーでございます。国土交通省において、令和4年度より自治体での実証試験を 行っております。令和4年度については5団体が参加をしているということで、新聞報道では、令和5年度 よりこれをさらに拡大し、5年間で1万個のセンサーを希望する自治体に設置して、実証試験を行う予定と いうふうになっているところでございます。県内では、高崎市、またほかの県で近いところでは茨城県の境 町など、令和5年に実証試験を行う予定でなっております。

板倉町においては、現在検討しております北地区、東地区への緊急避難場所への避難計画検討において、 町内に浸水が発生する前の段階で、全町民を避難させることを前提に検討を行っております。その際にも、 冠水しやすい道路を避けながら各地の避難者をスムーズに受け入れられるよう、使用する道路等を現在検討を行っているところでございますが、ご質問にありました浸水センサーの設置等については、住民を避難させた後で、どの地域が浸水が始まったかなどのデータ把握に役立つものであると考えております。今年度より実証試験を行う境町のほうからも、今後情報のほうを可能な限り収集し、活用できるか検討を進めてまいりたいと考えているところではございます。

〇今村好市議長 栗原町長。

「栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今のセンサーの関係ですが、基本的に我が町は、今の時点では必要ないというふうに思っています。センサーが感じて、すぐそばの低いところに水が上がってくるようでは、もう板倉町では遅いということにもなりますし、そのために全ての家庭、戸数に、お宅の水位の危険度は真っ赤っかなのか、白なのか、いわゆる衛星を通して測った海抜がおおむね知らせてあるわけでありますから、それを見れば一目瞭然で分かるはずでありますので、うちの近所のそこら辺にセンサーが反応して、水が上がってきているなんて言ってから騒いでいるようでは、全然駄目というふうに理解しておりますので、この先どういうセンサーの役割が有効に利用されるような、その方法等ももちろん関心を持って見ますが、国がいわゆる後々のためにデータを取ったりするようなものというふうに私自身は理解をしております。

〇今村好市議長 小野田議員。

〇1番 小野田富康議員 まさにデータ取りのためで結構かと思うのですけれども、国交省は今後もモデル 地区を募っていくというようなことだったので、せっかくモデル地区になれば、多少の補助なりある程度の 補助は出るかと思うので、手を挙げるべきなのかなというふうに思ったものですから、質問させてもらった のですけれども、では手を挙げる気はないのですか。

〇今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 もう一つ例を挙げますと、例えば館林ケーブルで、そういった要望が多かったからだと思うのですが、谷田川にもあるいは渡良瀬川の新開橋とか、あちこちにテレビで流量と水位が映してあるのです。あれは私は危険だと思っています。一般の我々の逃げる判断は、そういった水位ではないのです。国が示した伊勢崎地先の八斗島、今現在全然安全でも、何時間後にあそこから、水位がこの水位になったら逃げろと。危険水域とか、それが分類はされているので、逆にいつか機会があったらケーブルテレビさんにも参考意見として、一般の住民があのテレビを見ていて、鉄橋の下に水が流れている状況で、それが上がってきたから危険だとか、危険ではないのかなんて、素人が判断していたのでは、我々が幾らプロの頂点にして厳しい責任を負いながら、あるいはそれに応えながら、事前の国のマニュアルも含めてやった指令の発信も含め、それがああいったものですと、見ている人から見ている人で素人同士が勝手に判断したら、せっかくのマニュアルも号令も、縦の指令も通用しなくなるおそれもあると。あれを見ていて、何のプラスになるのだろうと。

私は、その道では一応この町で一、二を争う専門家ということで、立場上も含めて自負していますけれど も、藤岡の新開橋の下の水量を見て、あれが高いか低いかで板倉町が危ないか、危なくないかなんていうこ とは、どこにもそれは、いわゆる防災対策の全ての書類というか、中には書いてありません。あるいは藤岡 のそこらにもあったのではないの、谷田川の。それも同じような理由ですね。ですから、きっとマスコミ等々も含めて、にわかに安心させるものと、安心させるものが逆に誤解を招くような可能性のものも含め、私は真剣さが足りないと。もう少し分析をして、もしかして例えばケーブルさんが流していることが、利根川の鉄橋の下を幾ら映していたって、利根川の鉄橋の下の水位いかんで、板倉町が逃げる、逃げない、指令を発する基準にはなっておりません。ということで、板倉町の場合は、例えば八斗島あるいは栗橋の地先でどのぐらいの水位が上がった場合に、利根上から逃げろと来るとか、そういったものでありますので。

さっきの学校の支援の関係等もありますけれども、学校は昔は1教室、先生が1人か2人で教えていた。 正副担任で。今は、それに対していろいろな支援を、教員とかノンプロの教員とかいっぱい預けて、見ている学生数は2分の1で、それでいじめが止まらない。とんでもない話だというふうに私は思っていまして、設備をあるいは人を張りつければ、それで事が収まるのであれば苦労はないということを、逆説的に私はむしろ危惧をしている一人であります。学校の関係は、先ほどと全然関係ないけれども、教育長ともそういった面で、同感かどうかは別ですけれども、なぜこれだけ張りつけて、それでまだ足りなくて、ノンプロの地域の支援隊が学校に入っていって、子供にすればどの先生が言っていることが本当なのか、分からなくなってしまうのではないのみたいなことも言いながら、現状を批判したり肯定したりという繰り返しをやっております。参考までに。

〇今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 内水氾濫については以上で終わります。

教育行政についてお伺いをしてまいります。また、これも大変失礼な話なのですが、事前にお知らせはしてありますので、ご容赦いただいて、2月28日付の上毛新聞さんの記事で、県内の小中学校の教員に50人の欠員が出ているというような記事が載っておりまして、当町における教員の数といいますか、欠員というのは、板倉町の小中学校では出ているのかどうか伺いたいと思います。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

〇赤坂文弘教育長 板倉町における欠員の状況ということでお答えしたいと思います。

まず、教員の欠員と言われるものに関しては、年度当初の配置における教職員の不足による欠員、年度当初4月の欠員と、それから年度途中における産休、育休あるいは病休等における代替教員がいないという欠員ということで、2つのパターンがあるかなというふうに思います。ここ数年、板倉町では、年度始まり、つまり4月の欠員はございません。足りております。年度途中における産休、病休等における代替者がいないという欠員については、令和3年度に1件、4か月間ありましたけれども、校内の教職員で対応いたしました。

また、今年度、令和4年度ですけれども、1件、3か月間の欠員がありましたけれども、校内の教職員と 非常勤講師をお願いして対応いたしました。令和5年度の人事につきましても、ほぼ固まっているわけなの ですけれども、板倉町では令和5年度、年度始まりの欠員はございません。

以上です。

〇今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 たとえ期間が短かったというような部分もあるのかもしれないのですが、代替の

教員を呼ぶことなく、いらっしゃる先生の中で回したというような感じでよろしいのですね。はい、ありが とうございます。

次に、1番の町立小中学校と教育委員会との連携についてということでお伺いしてまいります。各学校と 教育委員会の問題発生時の情報、危機意識の共有について伺いたいのですけれども、どのような事件、事故 があった場合に、学校から教育委員会に情報が上げられるのか。マニュアルのようなものがあって動いてい くのか。具体的なもし例があれば、それを挙げて説明をお願いしたいと思います。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、ただいまの小中学校と教育委員会の連携という部分で、問題発生時の連携の取り方ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、小中学校において事故等の問題が発生、またその予防の対策として、最初申し上げたと思いますが、問題を未然に防ぐという部分でございますが、教職員におきまして学校施設全体の安全点検、これを毎月1回実施しています。また、専門業者によりまして、遊具等の安全点検も行っているところでございます。また、常日頃より各学校において、安全管理は徹底して対応しているということでございます。

また、具体的な対応ということでございますが、学校での事故等の事案が発生した場合の報告につきましては、事故や問題行動等の発生時に行われる報告と、毎月定期的に行われる定例報告というのがございます。まず、発生時に行われる報告の場合は、県教育委員会が定めました児童生徒事故・問題行動・災害被害報告要領に基づき行われております。例えば、学校管理下における事故が起こった場合、報告の範囲は、校長が、教育活動に著しい影響があると認める程度のものとされておりまして、負傷した児童生徒が1週間以上の欠席が見込まれるとき、または治療に1か月以上の日数を要するときとされております。これにつきましては、発生後速やかに報告することとなっています。

次に、定例の報告でございますが、県教育委員会の児童生徒の問題行動等に関する月例報告書作成要領というものがございまして、それに基づきまして毎月報告をされております。問題行動や不登校等について、各学校の様子などを確認するものでございます。報告を受けた問題等につきましては、必要に応じて双方で協議検討し、適切な対応を図っているところでございます。

また、町には板倉町立小学校及び中学校管理運営規則というものがございます。これによりまして、事故や問題行動等が発生した場合の報告に関する規定というものがございますが、今後、より緊密に情報共有を図るために、詳細な規定等の整備等を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- **〇1番 小野田富康議員** もちろん事故、けが等重大な事案だとは思うのですけれども、いじめ等の発生というのは、確知した時点で町の教育委員、県の教育委員という形で、すぐに上げられるような形にはなっているのでしょうか。
- 〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

〇小林桂樹教育委員会事務局長 ただいま申し上げました1週間以上の欠席が見込まれる、また治療に1か

月以上の日数を要すると見込まれるとき、これは速やかに報告されておりますので、その都度対応するということになります。そのほかにもその事案によりまして、学校長の判断で報告するということもございます。 以上です。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- **〇1番 小野田富康議員** ある程度のマニュアルなりがあって、それに沿って動いているという認識をしておけばよろしいということですね。

続きまして、2番の道徳教育についてお伺いしたいと思います。令和2年度から特別の教科道徳となり、 人権教育に力を入れているというようなことなのですけれども、今までの道徳の授業と何が変わったのか、 どのように教え方も変わっているのか、その辺ほわっとしていますけれども、違い等あれば教えていただき たいと思うのですが。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お答えします。

今、お話ありましたように、道徳が新しく変わったということについてのご質問かと思います。小学校では平成30年度より、中学校では平成31年度より、特別の教科道徳として道徳の教科化がスタートいたしました。その教科化になった目的なのですけれども、深刻化したいじめの問題、これを道徳教育を充実させることによって、根本から対応していく必要があるということで、道徳については教科化になったという経緯がございます。もちろん、道徳では、今までもあったわけですので、いじめ問題だけ扱っているわけではありません。これまでの指導と同様に、子供たちがこれから生きていく上での基盤となる、いじめ問題も含む、人権教育も含む、道徳心を養うことが求められているということは変わりはありません。

道徳の教科化によって変わったことについてなのですけれども、大きく3つ挙げられるかなと思います。 まず、1つなのですけれども、教科化になったということは、教科書が使われるということで、国語や算数、 理科、社会と同じような位置づけになったということで、教師の道徳に対する意識が変わったということは、 大きな変わったところと言えると思います。

2つ目が、今申し上げましたように教科化になりましたので、国の検定を受けた教科書を使うということ。 道徳の教科書ができたということが2つ目に挙げられると思います。

教科になったことで、3つ目なのですけれども、評価をしていくと。新たな評価制度が導入されたということが大きな変わったところなのかなというふうに思います。その中でも評価制度が導入されたことについてなのですけれども、児童生徒の変容を把握して学級経営、児童生徒個々の成長を見守り、それを通知表等の学習状況等に記述していくと、反映させていくというふうなところが、この教科化になった大きな変わったところかなというふうに思います。

以上です。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- ○1番 小野田富康議員 私たちの頃の道徳とは、多少違うのかなという部分もあるかなと思ったのですければも、検定を受けた教科書ということで、ある程度の同じレベルと言ったら変ですければも、教材もほぼはぼ内容的には変わらないものを全国で教えていくという理解でよろしいのですね。私が中学生の頃なんて、

電通、今は悪名高くなってしまいましたけれども、電通の鬼十則とかといって、今で言うとかなりブラック 企業的な社訓を道徳でやったりしていたのですけれども、そういったものは今なくなっているのではないか なとは思います。

それと、最近、人権教育に力を入れていくということで、もちろん人権は大事なのですけれども、権利ばかりの昨今といいますか、義務の履行、権利と義務は表裏一体だとは思っているのですが、権利の主張のほうが大きくなってきているのかなというような気がします。その辺も載っているといいのかなとは思うのですが、子供の道徳の教科書をぺらぺらとめくらせてもらったのですけれども、よくできた教科書だなというふうに思いましたので、これからも人間教育といいますか、小学生、中学生はこれから板倉町をしょって立つ大事な人材ですので、しっかりとした道徳観を持った人間になっていただければと思いますので、これからも力を入れていっていただければというふうに思います。どうですか、教育長。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今、議員さんがおっしゃられたように、私は道徳教育というのはとっても大事なことなのかなと、常日頃考えております。例えば困難にぶち当たったとき、それをどうやって乗り越えればいいかというのは、子供たちがこれから生きていく上でいろいろな場面で出会うわけです。それを道徳の教科書の中で扱っていくと。私たちの先人の中には、こんなに苦労したけれども、それを乗り越えてこんなに立派な人がいたと。あるいはこんな立派な人が、かつてはこんなに苦労した人だったのだというようなことは、なかなか家庭教育では難しいです。また、学校教育の中でも国語や算数、理科の中では、特段取り上げて扱うことはできません。それを扱えるのは道徳の時間と、この時間だけだと思います。

例えば友達に優しくすること、これについても頭では分かっているのですが、なかなか行動に移せない。これも国語や算数、理科、社会の教科の中ではなかなか扱えない。だけれども、道徳の授業の中で資料を通して、こんなに優しい人がいたと。こんなにみんなからいろいろ言われたけれども、本当にこの子は優しい人だというのを学んで、私もその優しさに感銘を受けたと。あの人のようになりたいというような心を育てるのは、やはり道徳教育かなと、そんなふうに思います。

また、学力向上についても同じだと思います。勉強したくないと、嫌だという気持ちは誰にもあるのですけれども、それを乗り越えるとどんないいことがあるのか、どんな自分になれるのかというのを学べるのも、道徳教育の大きな意義の一つかなと。もちろんその中には、先ほど申し上げたいじめの問題もあります。こんなにいじめられた子が、友達が優しくしてくれたことによって立ち直ることができた。自分もそんな人になりたいなと、そんな人になるべきだと。そういうことをしっかり考えていくのは、やはり道徳教育かなということで、学校では週1時間、年間35時間ということで配属されていますけれども、その時間をぜひ大事にして、豊かな心のある板倉町の子供たちに育てていきたいと、そんなふうに考えております。

〇今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございました。

続きまして、3番のNIEの導入と今後の展開についてお伺いしたいと思います。記者さんがいるので、別に新聞社の回し者とかではないのですけれども、NIEとはニュースペーパー・イン・エデュケーションの略で、学校などで新聞を教材として活用する活動のことだというふうな説明が載っておりました。新聞に

はかなりの量の情報も載っていますし、新聞を読む子供は、ほかの読まない子よりも読解力が高いなんていう数値も出ているというようなことも載っておりました。板倉町の西小学校が昨年の9月からでしたっけ、 実践指定校に指定されたということをお聞きしました。どのように取り組まれているのか、今の現状を教えていただきたいと思います。

〇今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 まず、NIE教育ということについてなのですけれども、議員さん今も申し上げられた とおり、新聞は教材の宝庫であるというふうに言われております。膨大な情報の中、その中のネット社会に 生きる子供たち、何が正しくて何がいけないのかということについてもしっかり学ぶことができるというのが、新聞教育の大きな意義の一つであるかなというふうに思います。また、学力の点についても触れていた だきましたけれども、○ECDの学習到達度調査によりますと、新聞を読んでいる子は読まない子よりも読解力が高いというようなことも言われているというようなことは、報道でもあったかと思います。

西小学校では、今年度、令和4年9月より、群馬県のNIE推進協議合から実践推進校ということで指定を受けて取り組んでいるところでございます。具体的には、それぞれの教科の中で、例えば国語の中の「新聞を作ろう」というような単元では、実際に様々な新聞を持ち寄って、どのように書かれているのかといったことを調べて、そして自分の文章表現に生かすですとか、あるいは総合学習で学んだことを壁新聞等にまとめることがあるのですけれども、そういう新聞作りの中でも、NIE、実際に新聞はどんなふうな構成で作られているのかなんていうことを学んで、生かしているというようなところもあると思います。

また、廊下に様々な新聞を置いて、子供たちに身近なものに感じてもらうとか、あるいはその中のトピックスでこんな記事があったよなんていうことで、プレールームのところに掲示したりしているということがあります。あるいは小学校の図書室に子ども新聞を置いて、誰でも気軽に新聞に親しむことができるというような取組も行っております。そのほかにも様々ありますけれども、いずれにしても9月からのスタートということで、まだ数か月ということですので、学校のほうもさらにどんなNIE教育が推進できるのか、いろいろな事例を参考にしながら深めていくというような段階になっているかなと思います。

以上です。

○今村好市議長 小野田議員。

〇1番 小野田富康議員 私が中学3年生のときの担任の先生が、今、このNIEのアドバイザーという形で活動していらっしゃったのをたまたま新聞で見かけまして、連絡を取ってNIEについてお聞きしてきたのですけれども、新聞を必ず使うとか、そういうのではなくて、いろいろな形で何にでも使えるのだよ。例えば新聞に載っている天気予報を見るとか、そういうのでも理科の勉強になるのだしなんて言って、取りあえず新聞に目を通すとか、ちらっと目を通すだけでもいいし、それが習慣になればなおいいのだけれどもねなんていう話もされていました。

実際、指定校に指定されると、何種類かの新聞を送っていただいたり、ワークシートなりというのを送ってもらって授業に生かしたりとか、また出前講座といって新聞社の方に学校に来ていただいて、得意分野なりを講義してもらったりとか、そういった活動もできるから、なるべくいいものだから広めてくれるとありがたいななんていうことで言われたのですけれども、実際教師の方によると、これが結構負担が増えるので

はないかとか、やったことないことを新しくやるというのは、なかなか手を出しにくいものなのですけれども、教師の方の負担を減らしというか、負担に感じないような使い方ができれば、なおこれはいいのかなというふうに思っています。

というと、導入して半年ですので、目に見えた成果とか手応えというのは、まだ見えてこないような段階ですか。

[何事か言う人あり]

○1番 小野田富康議員 分かりました。以前、教育長に就任されたときに、板倉町の小学生、中学生の学力レベルは高いというようなことをお聞きしていますので、実際、さらにレベルを上げていただくためにも、こういったNIE等の新しいことを導入していくのはいいことだと思いますので、西小学校に限らずほかの、3つしかありませんので、東小学校、板倉中学校でも導入していただいて、新聞を使った授業なりというのを進めていっていただければいいのかなというふうに思いますので、ぜひ使ってみてください。

続いて、4番の不登校児童生徒についてお伺いしたいと思います。今現在の状況についてお伺いしたいと 思います。人数であったり、不登校の重症、軽症という言い方も変なのですけれども、重いのか、ちょっと した学校へ行きたくないぐらいのあれなのか、そういった人数の推移ですとか、増加傾向なのか、減少傾向 なのか、横ばいなのか、その辺も含めてお答えいただければと思います。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、お答えいたします。

初めに、不登校児童生徒の推移についてご説明させていただきたいと思います。平成30年度から申し上げます。小、中合わせての人数となりますが、平成30年度、13名、令和元年度、14名、令和2年度、19名、令和3年度、22名、令和4年度、今年度ですが、11名となっております。人数の推移については以上のとおりで、特に令和2年度、3年度の2か年が若干多くなっているなというのは感じるのですが、これもコロナの影響で学校が臨時休校になったりした中で、学校に行きたくなくなってしまったとか、そのようなことが要因として考えられるというふうに思います。

それから、不登校児童の状況ということでございますが、今年度、令和4年度、学校が不登校と判断している児童生徒は11名でございますが、この中には別室登校等の児童生徒も含まれている状況でございます。ですので、今年度において、一日も学校に登校しないという全欠の児童生徒は一人もおりません。それは、全く学校に来られないということではないということでご理解いただければと思いますが、その中でも休みの多い子であるとか、多少学校へ来られているけれども、学校では不登校というふうに判断しているという子供もいますので、軽い、重いは多少あるかと思いますが、全欠の児童はいないということでご理解いただければと思います。

また、不登校児童生徒に対する学校の対応でございますが、板倉町では県配置のスクールカウンセラーだけではなく、各学校に教育相談員を4名配置しております。東小学校1名、西小学校1名、板倉中学校2名でございます。そのような相談体制を強化して対応しているということでございます。また、学校におきましても、不登校の未然防止のために、不登校傾向の児童生徒の早期発見と迅速な対応に心がけて対応しているところでございます。特に気になる児童生徒に対しましては、校内の教育相談部会で情報共有を徹底し、

児童生徒の個に応じた適切な対応が学校全体でできるように体制を整えております。

次に、不登校となる要因でございますが、主に学力不振であったり、無気力であったり、思春期による身体の不調、自我の芽生え、起立性調整障害などが様々な原因でございますが、板倉町においては、いじめ、また友人とのトラブルを原因とした不登校児童生徒は、現在一人もおりません。このように、不登校となる原因は様々ございますが、不登校児童生徒とのつながりが途絶えることがないように、お便りや通知、学習プリントなどを自宅に届けたり、担任だけではなくて、教育相談員などによります電話や家庭訪問を行ったりしております。

また、不登校児童生徒本人だけではなくて、スクールカウンセラーによりまして、保護者との面談も大切にして実施しております。今後、生活指導主事の先生とか、管理職を中心に、このような不登校児童生徒の未然防止に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- **〇1番 小野田富康議員** 聞こうとしていたことまで答えていただいたので、ありがとうございます。

義務教育、小学校、中学校、これは一応義務教育ということで、卒業はみんなしてしまうかと思うのですけれども、高校以上、専門学校なり就職する方もいらっしゃるかと思うのですけれども、不登校児童生徒、その後はどういった方面に進んでいっているのか。進んだ後がどうなっているのかまで、もし分かれば。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 お答えいたします。

不登校生徒の進学についてでございますが、昨年度の児童生徒では、サテライト形式の単位制高校という ものがございます。こちらに進学をされて全員進学したということで、進学できなかったという生徒は一人 もいないということでございます。

なお、その後の状況につきましては、そこまではこちらで今現在は把握してきていないということで、ご 理解いただければと思います。

以上です。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- ○1番 小野田富康議員 分かりました。

続いて、部活動の地域移行についてお伺いしたいと思います。なかなか国の指針等が決まらずにということで、最初は10月頃に会議がある。県で会議がある。その後、2月に会議があるというようなことで、進捗状況なり県の考え方なり、それに応じて町がどのように動いているのかということが気になってはいたのですけれども、実際、今の状況、地域移行についての県なりの考え方というのがもし分かれば教えてください。

〇今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

「小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 お答えいたします。

この部活動の地域移行に関しましては、昨年の6月にスポーツ庁からガイドラインが発出されてございます。その後、群馬県も群馬県部活動運営の在り方検討委員会というものを開催して、群馬県としての提言を

出すということでございました。直近で今年2月22日に群馬県では、群馬県部活動運営の在り方検討委員会を開催いたしまして、2月28日付で群馬県部活動運営の在り方について(提言R5)というものが発出されております。この提言の内容を見ましたところ、県の具体的な方針につきましては、国のガイドラインを踏まえ、関係部局と協働して県の推進計画等をできる限り早期に策定し、市町村教育委員会や学校、関係団体に周知するとされております。このような内容でございまして、具体的な県の方針ですとか、推進方法等は示されていないという内容でございました。

町でも、今後情報収集に努めまして、県の推進計画が示され次第、それにのっとって速やかに具体的な移行に関する検討、また推進が図られるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- ○1番 小野田富康議員 結局、何も進んでいないというような認識でよろしいですね。

あと時間がぎりぎりになってしまって、一言だけ聞きたいのですけれども、最後の空き家の問題について 伺いたいと思います。町の空き家等バンク制度、もう制定されて1年近くたつのかなと思うのですけれども、 これに今まで登録はあったのかどうか、お願いします。

〇今村好市議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

板倉町空き家バンク制度としましては、空き家の有効活用及び移住・定住の促進を目的として、令和4年4月より空き家等バンクを設置しております。この事業は、空き家等を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を全国版空き家・空き地バンクサイトで公開し、空き家等の利用希望者に対して情報を提供するものです。板倉町におきましては、今年度よりこの制度を運用しており、問合せが3件ほどありました。申込みに至った物件はなく、現在のところ登録物件はございません。

以上です。

- 〇今村好市議長 小野田議員。
- **〇1番 小野田富康議員** 分かりました。続きは次回にさせていただきたいと思います。

時間になってしまいますので、以上で本日の……

[何事か言う人あり]

○今村好市議長 簡単にお願いいたします。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 小野田議員さんの学校での事故等の事案が発生した場合の報告等のマニュアルがあるかとか、ないとか、そんな関係の質問で、私も教育長の任命権も持っていますので、最近。それまではそうでなかったのですけれども。

これを見てみますと、発生時に行われる報告と、毎月行う定例報告があると。2つあると、事故が起こった場合に。まず、発生時に行われる報告の場合は、県教委が定めたものに従って報告をするというくだりがあるのです。その中で、例えば学校管理下における事故が起こった場合、報告の範囲は、校長が、教育活動

に著しい影響があると認める程度のものとしと。これは緊急に発生してしまって、すぐできれば届けるというものに対しての表現なのですが、負傷した児童生徒が1週間以上の欠席が見込まれるとき、または治療に1か月以上の日数を要すると見込まれるときとされているのだけれども、発生後速やかに報告することとなっているという答弁書が書いてあるのですけれども、すり合わせのときはよしとしたのですけれども、1週間以上の欠席が見込まれる、あるいは入院をして治療が1か月以上の日数を要するときということは、かなり重大な普通であれば事故だと私は考えます。

したがって、発生後速やかにということは書いてあるのだけれども、それが見込まれるということは、病院に入院して3日か4日か1週間か、あるいは1か月ということは、いつの時点で1か月の判断が出るか分からないという現実とのギャップもあったりすると思うのです。比較的板倉町については、過去私が対応する中で、県教委と町の教委の判断が違う場合があるのです。県教委って甘いなと。特に自分の部下とか、そういうところは甘いなという例は感じているところがいっぱいあるのです。それはそれとして、このくだりについては、ちょっと現状に合っていないということも私自身は感じますし、先ほど副町長とちょっと話したのですが、先ほどその範囲内の答えをしているのですが、小野田議員はそれでよしとして次の質問に移ったのですが、質問時間も気にしているようだったから、そこで私も手を挙げなかったのですが、この件については、ここら辺のくだりについては教育長に、今、群馬県の教育長会の教育長もしているわけですので、もう少し緊迫性を感じたような対応も、即座に報告はすべきであるというふうに考えるがということも含め、検討をしていただくように指示したいと。ここで指示しますのでということで、そういった答弁に置き換えさせていただきたい。

- ○1番 小野田富康議員 ありがとうございました。
- **〇今村好市議長** 以上で小野田富康議員の一般質問が終了いたしました。

ここで議場の準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時04分)

再 開 (午後 2時06分)

○今村好市議長 再開いたします。

○諸般の報告等

○今村好市議長 日程第2の前に、諸般の報告等を行います。

亀井議員の質問に対する先ほどの回答の中で、訂正をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いた します。

玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 お時間いただきまして、申し訳ありません。

先ほどの亀井議員の一般質問中、独り暮らし高齢者の数といたしまして、独居400を超えるとお答えいたしました。こちらは、昨年度県で実施いたしました独り暮らし高齢者調査の結果の数でございました。大変申し訳ありません。議員お尋ねの高齢者のみの世帯あるいは独り暮らし世帯につきましては、直近の数字で

ございますが、昨年度一般質問の中でもお答えしました令和2年国勢調査の数が直近の数となりまして、65歳以上のみ世帯が1,307、うち独居が539です。大変申し訳ありません。

申し訳ありません。独り暮らし高齢者調査が70歳以上です。こちらの国勢調査については65歳以上となりますので、数が違ってまいります。大変申し訳ありませんでした。

〇今村好市議長 そういうことですので、ご了解いただきたいと思います。

次に、もう1件、昨日の本会議の中で議案第8号について、議案書に字句の誤りがありましたので、総務 課長から報告を行います。

なお、その正誤表をお手元に配付しております。

総務課長。

「峯崎 浩総務課長登壇〕

○峯崎 浩総務課長 それでは、昨日議案として提出させていただきました議案第8号において、議案中字 句の誤りがあり、おわび申し上げ、訂正をさせていただきたいと思います。

お手元に配付いたしております正誤表にてご説明申し上げます。議案第8号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、別紙協議書の群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の記述語句について誤りがありましたので、下記のとおり訂正をいたします。誤りの部分でございますが、文中真ん中の行になります。「邑楽館林医療事務組合」と赤字の表記をいたしておりましたが、正しくは下になります。「邑楽館林医療企業団」となるものでございます。改めておわび申し上げますとともに、訂正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上となります。

○今村好市議長 報告が終わりました。

この件に関しましては、議員のみ全員協議会で了承を得ているので、報告のとおり訂正することといたします。

○議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について 議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○今村好市議長 それでは、日程に入ります。

日程第2、議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について及び日程第3、議案第13号令和4年板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての2議案を一括議題といたします。

この2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を 求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

〇亀井伝吉予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました令和4年度補正予算関係 2議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算関係2議案については、昨日の本会議終了後に審査を行いました。 審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を 行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。初めに、議案第12号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第10号)については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和4年板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決 すべきものと決しました。

以上でございます。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第12号及び議案第13号の2議案につきましては、 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することといたしたいと思いますが、これに異議あり ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決すること に決定いたしました。

これより議案第12号及び議案第13号の2議案につきまして、一括で採決いたします。

本2議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、17日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午後 2時13分)

3 月定例町議会

(第 11 日)

令和5年第1回板倉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月17日(金)午前9時開議

日程第 1 議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について

日程第 2 議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 3 議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

日程第 4 議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について

日程第 5 議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算について

日程第 6 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(12名)

1番	小里	予 田	富	康	議員	2番	亀	井	伝	吉	議員
3番	森	田	義	昭	議員	4番	本	間		清	議員
5番	小	林	武	雄	議員	6番	針ク	r 谷	稔	也	議員
7番	荒	井	英	世	議員	8番	延	山	宗	_	議員
9番	黒	野	_	郎	議員	10番	青	木	秀	夫	議員
11番	市	JII	初	江	議員	12番	今	村	好	市	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原		実	町			長
中	里	重	義	副	H	Ţ	長
赤	坂	文	弘	教	育	Ĭ	長
峯	崎		浩	総	務	課	長
伊	藤	良	昭	企	画財	政 課	長
高	瀬	利	之	税	務	課	長
][[田		亨	住	民環	境課	長
小 野	寺	雅	明	福	祉	課	長
玉	水	美 由	紀	健	康介	護課	長
橋	本	貴	弘	産	業 振	興課	長

塩 修 都市建設課長 田 会計管理者 丸 山 英 幸 教育委員会 長事務局長 小 林 桂 農業委員会事務局長 橋 本 貴 弘

○職務のため出席した者の職氏名

 荻
 野
 剛
 史
 事
 務
 局
 長

 小
 野
 田
 裕
 之
 庶
 務議事係長

 本
 田
 明
 子
 行政庶務係長兼 議会事務局書記
 開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

〇今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について

議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算について

〇今村好市議長 日程第1、議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第18号令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を 求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

〇亀井伝吉予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会に付託されました、 令和5年度各会計の当初予算関係5議案につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

初めに、審査の期日につきましては、3月9日、10日、14日、15日の4日間で実施いたしました。

次に、審査の経過について申し上げます。審査の冒頭に、予算の概要及び主な重点施策に係る予算審査を 割り当て、その後、各課局ごとに課局長及び係長から、予算書により各事業の説明を受け、質疑応答を重ね てまいりました。また、審査最終日には予算案全般にわたる総括質疑を行い、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しま した。

次に、議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決すべき ものと決しました。

次に、議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと 決しました。 次に、議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきもの と決しました。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第14号から議案第18号までの5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第18号の5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決すること に決定いたしました。

これより議案第14号から議案第18号までの5議案につきまして、一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第14号から議案第18号の5議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○閉会中の継続調査、審査について

○今村好市議長 日程第6、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

〇町長挨拶

〇今村好市議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

大変お疲れさまでございました。今朝の上毛新聞を、今日は栗原記者さんがおいでですが、見ますと、川場村の村長選が無投票の公算とか、同じ村の村議選が10人中、10人の定数ですが、9人きり集まらないとか、あるいは私の隣の議席に近いところに高山村の村長、後藤さんがおられるわけですが、予算案を否決された

とか、いろんな意味でどの町も苦労しながらというところもありますし、それから比較しますと、いろんな 面で議論の応酬はあったわけでありますが、ただいまのご報告のとおり、あるいは議員全員の挙手をいただ いたことにより、当町も、あくまで予算ということでありますから、これから先、その執行に当たっては、 一々内容によっては、必要なものについてはさらにご相談を申し上げるということも含め、前提で通してい ただいたということで、そういう意味ではありがたい船出をさせていただけるということで、まずは感謝を 申し上げたいというふうに思います。

本議会も長くやっているばかりが能ではないという言い方はちょっと言葉はきついですが、合理的に、決して議員さんの給料も高くはないと言われている中、ここのところ約1年間ぐらい、議会事務局にもできるだけ合理的に、せっかく1日勤務を出て、議員さんが出てこられたときには、お昼で帰るもよし、でもネクタイを締めて背広を着て、頭をとかして出てくるのですから、全体の日にちを、期間を詰めることで、来たほどには一生懸命頑張っていただくということで、合理化を図るのも議会改革の一つではないかというようなことを申し上げてまいりましたが、今回についても、以前は2週間とか、それ以上ということもあったのですが、だんだん合理的な内容になってまいりまして、期間そのものも11日間ということでもありますし、それは12月の議会でも同じ傾向も見られましたし、そういう意味では、郡内で最も合理化というか、短い議会の開会で、同じ内容を処理している大泉町の議会、板倉町の倍の予算規模を持っているところでもあっても、それでできるのだということも踏まえ、だんだんそういう意味ではご協力もいただき、それぞれの利益があるということも含めて、改革が加わっているなということも実感をするところであります。

そういう流れの中で、今回もただいま申し上げました議案につきましては、全議案賛成をいただいてありがたかったということと、また2日目には、いつものとおり、今回はちょっと少数でもありましたが、4人の議員さんから一般質問をいただき、その内容については、当町の移住、人口増加政策について、あるいは地域と学校の協働と現在における成果はとか、ふれあい公園と水上ステージの活性化、活用方法について、あるいは高齢化に伴う移動弱者の対応政策、交通問題とかいろんな問題、買物とか、あるいは内水氾濫の心配はとか、道徳教育の必要性と不登校、いじめの問題とか、部活動と指導者と地域にこれからどういうふうに、その学校で中心で行われていた部活が地域に移行していくかとか、いろいろそういった面について熱心に問題点も指摘をしていただきましたし、あるいは議員個人としての提案も含め、施策状況の進展についての質問でもあったわけでありました。

さらには、新年度の重点施策について、各議員から質疑を受け、特に新たに設けた避難場所についての進入口及び出口付近の拡幅整備の問題、これは順調に、万が一のときに会場に進入できる、心配を少しでも避けるためという意味での、そういった議論もございましたし、広大な敷地が一応整備をされたわけでありますが、もったいないということで、それの利用状況を何とか考えられないかとか、いろんな角度から質問もいただきましたし、そういう意味では、さらに加えて、数年ほど前から、役場の建設が終わり、次は学校の体育館や、状況の厳しいところから手を入れるということと、あと保育園の1階建てで平家建てであるがために、耐震の必要性も国から一応免除されているということもあって、耐震診断がなされていないと。イコール法がそうなっているからというだけで後回しにしているだけでありまして、何とか保育園もしなくてはならないということも含め、町立北あるいは板倉保育園の老朽化あるいは耐震化の問題も含め、これも合理化をしながら、将来の園児の人口予測に対して、新築をするのか、1園化を図っていくのか。さらには、町

内に2つある民間のそらいろ、まきば、あるいはひまわりさんもちょこっといろんな意味で微妙な動きもしているようですが、それらとの調整はどうするかということも含め、既に2年ほど前から議会からも質問があったりということも含め、検討は開始してきているところではありましたが、それらに対しても新築あるいは南小を利用した1園化も含めた改修という、この2案、あるいは先ほど申し上げました民間とのバランスで、公立保育園が本当に必要なのかどうか。大泉町は廃止を打ち出したわけですが、母親から、母親のPサイドから、公立保育園の必要性もということで、参ったと、今頓挫してしまったというふうな、その計画が。というようなことも、もちろん我々も首長同士で横の連絡したり、お互いの政策についての問題点も、町が違っても、自治体が違っても、そういった意見交換もいたしておりまして、それと同じような状況ももしかしたらあるのかなとか、いろいろこれからも考えていきたいというふうに思っておったわけであります。

今回の議会を通して、そういった問題も、もうそろそろ検討ばかりでなく、具体的に進み出せというような強いご指摘も、今村議長ほか議会の皆さんの大きな一丸となった声というふうに判断をさせていただいて、年度内に調査活動、研究活動をおおむね終了できるように、そして具体的にそれらを基に新しい保育園の在り方、いわゆる検討、それに対する仮称ですが、検討委員会等々の名前をつけた協議を開始したいという意味で、多少スピードアップ化をできればとの答弁をさせていただいたところであります。少子化、子育て支援あるいは若者の人口流出等、若年というか、若いお父さん、お母さんに対する福祉の向上等に直接果たしていい影響が出るのかどうかはまた別問題としても必要なことでもありますので、調査活動から早速人事体制も含め、対応できるような形で進めたいというふうに思っております。これらも含めて重点事業等についても、冒頭申し上げましたように、しっかりと対応していきますので、今後ともよろしく、新年度の行政運営に対しても今まで以上のご協力をお願いするものであります。

さて、今年はニュースでも異常なほど暖かいということで、一気に暖かさが増している感があります。 3月15日、東京の靖国神社、ソメイヨシノの開花基準木、これも24日ですから、あと五、六日後に区長会が、なかなか研修ができなかったということで、落ち着きを取り戻したオミクロンの中で、1日研修をしてみたいということで、国会あるいは警視庁、あるいは日本銀行、それと靖国神社の基本木を、ちょうど時期的にもいいコースかなと思いまして計画をし、あと四、五日後に行くわけになっておりますが、その基準木が既に3月15日、例年より10日以上早く全国で、南から咲いてくると思うとそうではないのですね、桜は。やはり東京がそういう意味では一番暖かいのでしょう。東京をはじめとして北上と南下と両方進めるということで、我が群馬も20日過ぎになるのだろうとは思っておりますが、そういう意味での緑化も含めた、北上する時期のすぐ目前に来ているということであります。そういう意味では、区長会で、二、三日前、ちょっと調査をいたしましたら、靖国神社は花見で、基準木のところまではもうバスが入れませんということで、仮に路上で降りていただいて、ちょっと時間調整をしながら最後にそこをちょっと寄るという形にしようというふうなことも含めて、いわゆる人手が予想以上に計画を、観測をされているというようであります。

花見場所での、そういう意味での宴、宴席ですね。桜の木の下での花より団子の宴の復活も、上野公園をはじめとして、おおむねこちらの地方においても認められるように多分なるのであろうという、そういう中で、そういう3年ぶりのコロナの落ち着きも相まって、そういっただけでも例年より人手が物すごくなるであろうと。さらに、毎年のこの先、卒業、転勤、引っ越し、入社、入学と例年の列島、人の大移動の時期が重なるということもあって、併せてマスクの着用の自由化あるいは5月8日で、これはゴールデンウイーク

とか人手の動きが終わった後、政治的にこういうふうに結局時期をずらして危険なことをやるという、心配されることは、大移動が終わってしまった、落ち着いた頃やるという、非常にある意味ではアンフェアなやり方でもありますが、5月8日にということでもう既に警戒度2から5に下げるとか、いろんなそういった経済政策も含めて、集中的にここで展開をされていることはご承知のようであります。

それに加えて、今年は統一地方選ということで、我が町も含め、今日冒頭話をした、群馬県でもあちこちで首長選、議会議員選が行われるわけでありまして、そういう意味では全て出そろった、コロナは実質収束宣言もなされておりませんし、病原体が、ウイルスを退治する薬が見つかったわけでも何でもないということでもありまして、ただそういった経済政策優先のあまり、我々がいかにも何となく収束してしまったのだなという安心感の中へ突入しているのかなと。それで無防備になったときに、果たしてどうなるのかというのが、この間、埼玉県加須市の済生会の新病院の院長との会談で、我が病院は体制は崩さないということで、80名いるコロナ対策と医師が十何名ですか、それはずっと一定の間、続けるというような、お医者さんサイドと政治とは全然違うのですよというようなことも出てまいっておりまして、そういったことも我々はどちらかというと、一般町民よりある意味では一歩情報も先取りし、また我々の背中も見せなくてはならない立場でもありますので、そういう意味では外出することももちろん先頭になる必要もあるのでしょうけれども、また自己管理という点でも、マスク等も含めて、機会あるごとに皆様方にも呼びかける中心の立場になっていただければというふうに思っております。

そういう意味では、本日の議会をもって、本日ご出席全員の議員の皆様の一応の公的なお役目の一つの区切りとなるわけであり、もちろんまだ次の改選まではいろんな諸行事があることは承知をしておりますが、区切りとしては最後の議会ということでございまして、議員各位には、この間、区長会からいろんなご批判も出たということは承っておりますが、それは議会だけでなく、私どものほうにも原因もあるのだろうなということもこの間申し上げまして、あれは議会で、議会が批判されたことだから我々には関係ないなんて全く思っておりませんので、共に反省すべきは反省しということも含め、前向きに頑張っていきたいというふうにも思っているところでおります。

そういう意味で、これからまさに公私を超えて頑張っていただいた上に、再選を目指して頑張っていただくこととなるわけであります。20日の、明日、あさって、しあさってか、20日の立候補者説明会を見ませんと、またそれを見ましても軽々しく申し上げられないことではありますが、うわさによりますと、新人3名の立候補準備の運動、立候補の運動では駄目、逮捕だからね。立候補準備をするための運動であれば認められているという日本の難しい法律をかいくぐりながら、運動展開を皆様方もされると思いますし、ぜひそういう意味では頑張っていただいて、現職の皆様全員の立候補となりますと、足し算、引き算でご承知の厳しい選挙戦となるかもしれないということも予測されますので、そのための準備運動も含め、全開で頑張っていただきまして、この時期ということもありますので、体調に留意をされ、再び議員さんがこの席に戻ってこられますように祈念を、期待を申し上げながら、4年間の活動に町民を代表して感謝を申し上げ、また以前に今村議長名と事務局、こちらの側にいる行政サイドとの久しく行われておらなかった慣例の、慣例というか慣習というか、予算議会をめでたく通していただいたときには、今夜、終了した夜、懇親の意も込めて一杯という意見交換の場があったわけでありまして、それが3年ほど全く中止にもなっていたわけでありますが、ありがたいことお誘いをいただきましたが、ちょうどその時点で、我がほうの課長級あるいは幹部の

中で、どちらかというとちょっと群馬県全体では静かになりつつあるオミクロンが何でこの時期に我が町のこのクラスだけ、気がたるんでいるのではないのかなんて号令かけたのですが、多く見られましたので、せっかくのそういったありがたいお誘いをやむなく見合わせていただきたい旨のご返事を差し上げさせていただきまして、せっかくの意に報いることができなかったことをおわびを申し上げ、そういう意味では、今夜が最後のお別れの杯にでもなるわけだったのですが、別れの杯はないにしても、ぜひそういう意味では頑張っていただきたいというふうに思っております。

それでは、そういう意味では、またの登庁をご期待申し上げ、本議会のご協力に心から感謝を申し上げ、 また新しい年度に対するご協力も併せてお願い申し上げまして、御礼のご挨拶といたします。大変ありがと うございました。

○閉会の宣告

〇今村好市議長 以上をもちまして令和5年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。 大変お疲れさまでした。

閉 会 (午前 9時27分)

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。 令和5年4月19日

> 板倉町議会議長 今 村 好 市 ①署 名 議 員 本 間 清 武 雄

②署 名 議 員 小 林